

現 行 地 域 防 災 計 画

修正案（変更部分のみ記載）

備 考

凡例

下線 改定箇所

富 山 県 地 域 防 災 計 画

風水害編・火災編・事故災害編

富 山 県 地 域 防 災 計 画

風水害編・火災編・事故災害編

改 定 案

平成 2 7 年 6 月修正

富山県防災会議

平成 2 9 年 3 月修正

富山県防災会議

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考																						
<p>総則 第1～2節（略）</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務 第1 防災関係機関等の責務 1（略） 2 市町村 （1）～（2）（略） （3）消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、<u>消防防災ヘリコプター</u>を活用するため場外離着陸場を確保する。 （4）～（5）（略） 3～5（略） 第2 防災関係機関等の業務大綱 1 防災関係機関の業務大綱 （略） 1 防災関係機関の業務大綱 （1）～（2）（略） （3）指定地方行政機関</p>	<p>（3）消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、<u>ヘリコプター等</u>を活用するため場外離着陸場等を確保する。</p>	<p>（各編共通） ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北 陸 農 政 局</td> <td>1～5（略） 6 政府所有穀パン及び乾燥米飯の緊急引渡しに関すること</td> </tr> <tr> <td>東 京 管 区 気 象 台 富 山 地 方 気 象 台</td> <td>1 気象、地象、<u>地動</u>、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	（略）		北 陸 農 政 局	1～5（略） 6 政府所有穀パン及び乾燥米飯の緊急引渡しに関すること	東 京 管 区 気 象 台 富 山 地 方 気 象 台	1 気象、地象、 <u>地動</u> 、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6（略）	（略）		（追加）		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北 陸 農 政 局</td> <td>1～5（略） 6 応急用食料・物資の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>東 京 管 区 気 象 台 富 山 地 方 気 象 台</td> <td>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 土 地 理 院 北 陸 地 方 測 量 部</td> <td>1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</td> </tr> </tbody> </table>	（略）		北 陸 農 政 局	1～5（略） 6 応急用食料・物資の支援に関すること	東 京 管 区 気 象 台 富 山 地 方 気 象 台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6（略）	（略）		国 土 地 理 院 北 陸 地 方 測 量 部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言	<p>（各編共通） 業務内容の修正 （各編共通） 指定地方行政機関の追加</p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱																							
（略）																								
北 陸 農 政 局	1～5（略） 6 政府所有穀パン及び乾燥米飯の緊急引渡しに関すること																							
東 京 管 区 気 象 台 富 山 地 方 気 象 台	1 気象、地象、 <u>地動</u> 、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6（略）																							
（略）																								
（追加）																								
（略）																								
北 陸 農 政 局	1～5（略） 6 応急用食料・物資の支援に関すること																							
東 京 管 区 気 象 台 富 山 地 方 気 象 台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6（略）																							
（略）																								
国 土 地 理 院 北 陸 地 方 測 量 部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言																							
<p>（4）～（6）（略） 2（略） 第3（略）</p> <p>第4節 社会構造の変化への対応 （略）</p>																								

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画 富山県における社会環境の推移						修正案（変更部分のみ記載） 富山県における社会環境の推移						備考 (各編共通) 情報更新等 に伴う修正																														
	1980年	1990年	2000年	2010年	2013年		1980年	1990年	2000年	2010年	2015年																															
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,076,158人	人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,066,328人																															
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	253.4人	人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	251.0人																															
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,799世帯	世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,171世帯																															
電力使用量	7,704百万 kWh	9,524百万 kWh	10,594百万 kWh	11,863百万 kWh	11,320百万 kWh	電力使用量	7,704百万 kWh	9,524百万 kWh	10,594百万 kWh	11,863百万 kWh	10,981百万 kWh																															
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.0%	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.2%																															
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	82.2%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	83.7%																															
電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	197千台	固定電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	177千台																															
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	893,567台	携帯電話契約数	—	—	468千件※	890千件	1,042千件																															
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	28.58%	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	898,342台																															
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	12,908人	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	30.5%																															
(資料：富山県各種統計ほか)						(資料：富山県各種統計ほか)																																				
<p>第3 過去の主な災害</p> <p>1 風水害 (略)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 地すべり</p>						<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>発生場所</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年月日	発生場所	概要	(略)			(追加)			同上																					
年月日	発生場所	概要																																								
(略)																																										
(追加)																																										
<p>2 火災 県内における過去の大火（昭和24年以降：焼損面積3,000㎡以上）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">出火年月日</th> <th rowspan="2">出火場所</th> <th colspan="3">気象状況</th> <th rowspan="2">焼損棟数</th> <th rowspan="2">焼損面積(㎡)</th> <th rowspan="2">損害額(千円)</th> <th rowspan="2">特記事項</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>湿度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						出火年月日	出火場所	気象状況			焼損棟数	焼損面積(㎡)	損害額(千円)	特記事項	風向	風速(m/s)	湿度(%)	(略)								(追加)								同上								
出火年月日	出火場所	気象状況			焼損棟数			焼損面積(㎡)	損害額(千円)	特記事項																																
		風向	風速(m/s)	湿度(%)																																						
(略)																																										
(追加)																																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>発生場所</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H 29. 1.16 (2017)</td> <td>南砺市利賀村 上百瀬地内</td> <td>・崩壊規模(推定) 幅100m、長さ250m ・崩壊土砂(推定) 約30,000㎡ ・林道胴島線一部通行不能</td> </tr> </tbody> </table>						年月日	発生場所	概要	(略)			H 29. 1.16 (2017)	南砺市利賀村 上百瀬地内	・崩壊規模(推定) 幅100m、長さ250m ・崩壊土砂(推定) 約30,000㎡ ・林道胴島線一部通行不能																												
年月日	発生場所	概要																																								
(略)																																										
H 29. 1.16 (2017)	南砺市利賀村 上百瀬地内	・崩壊規模(推定) 幅100m、長さ250m ・崩壊土砂(推定) 約30,000㎡ ・林道胴島線一部通行不能																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">出火年月日</th> <th rowspan="2">出火場所</th> <th colspan="3">気象状況</th> <th rowspan="2">焼損棟数</th> <th rowspan="2">焼損面積(㎡)</th> <th rowspan="2">損害額(千円)</th> <th rowspan="2">特記事項</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>湿度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25. 5. 3</td> <td>黒部市天神新</td> <td>SSE</td> <td>2.0</td> <td>80</td> <td>1</td> <td>3,215</td> <td>45,833</td> </tr> <tr> <td>H25.11.25</td> <td>魚津市本町</td> <td>SSE</td> <td>2.0</td> <td>66</td> <td>23</td> <td>3,259</td> <td>176,498</td> </tr> </tbody> </table>						出火年月日	出火場所	気象状況			焼損棟数	焼損面積(㎡)	損害額(千円)	特記事項	風向	風速(m/s)	湿度(%)	(略)								H25. 5. 3	黒部市天神新	SSE	2.0	80	1	3,215	45,833	H25.11.25	魚津市本町	SSE	2.0	66	23	3,259	176,498	
出火年月日	出火場所	気象状況			焼損棟数			焼損面積(㎡)	損害額(千円)	特記事項																																
		風向	風速(m/s)	湿度(%)																																						
(略)																																										
H25. 5. 3	黒部市天神新	SSE	2.0	80	1	3,215	45,833																																			
H25.11.25	魚津市本町	SSE	2.0	66	23	3,259	176,498																																			

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																		
<p>第1章 災害予防対策 第1節 風水害に強い県土づくり 第1 (略) 第2 河川保全事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村） (略)</p> <table border="1" data-bbox="170 416 999 647"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th>主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川保全の促進</td> <td>○河川総合開発事業の推進</td> <td rowspan="2">国、県</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>○河川改修事業 県土保全整備率 19年度 54.4% → 25年度 55.8%</td> <td>国 県 市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 海岸保全事業（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、関係市町） (略)</p> <table border="1" data-bbox="170 836 999 927"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th>主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸保全の促進</td> <td>海岸保全事業（河川局所管） ・下新川海岸など10海岸 (略)</td> <td>国・県</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4～6 (略) 第7 農地防災事業（県農林水産部、土地改良区）</p> <table border="1" data-bbox="170 1027 999 1150"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th>主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地の整備</td> <td>農地防災事業の推進 防災ダムの建設、ため池の整備、地すべり対策、 水質障害対策、湛水防除、 農業用河川工作物の応急整備の実施</td> <td>県 団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8 (略) 第9 鉄道施設等整備事業 1 西日本旅客鉄道（株）金沢支社 (1)～(2) (略) (3) 列車の運転に常用される線路は、<u>少なくとも2日に1回</u> <u>は、徒歩、列車又は軌道モーターカー等により巡視を行う</u> <u>ものとする。</u> (4) (略)</p>	計画項目	主な事業内容	事業主体	河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進	国、県	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table>	ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～		○河川改修事業 県土保全整備率 19年度 54.4% → 25年度 55.8%	国 県 市町村	計画項目	主な事業内容	事業主体	海岸保全の促進	海岸保全事業（河川局所管） ・下新川海岸など10海岸 (略)	国・県	計画項目	主な事業内容	事業主体	農地の整備	農地防災事業の推進 防災ダムの建設、ため池の整備、地すべり対策、 水質障害対策、湛水防除、 農業用河川工作物の応急整備の実施	県 団体	<p>第2 河川等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</p> <table border="1" data-bbox="1070 416 1899 647"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th>主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川保全の促進</td> <td>○河川総合開発事業の推進</td> <td rowspan="2">国、県</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>○河川改修事業 県土保全整備率 21年度 54.7% → 27年度 56.1%</td> <td>国 県 市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7 農村地域防災減災事業（県農林水産部、土地改良区）</p> <table border="1" data-bbox="1070 1027 1899 1150"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th>主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地の整備</td> <td>農村地域防災減災事業の推進 防災ダムの建設、ため池の整備、地すべり対策、 水質障害対策、湛水防除、 農業用河川工作物の応急整備の実施</td> <td>県 団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 列車の運転に常用される線路は、<u>7日に1回を標準とし</u> <u>て、徒歩、列車又は軌道モーターカー等により巡視を行う</u> <u>ものとする。</u></p>	計画項目	主な事業内容	事業主体	河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進	国、県	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table>	ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～		○河川改修事業 県土保全整備率 21年度 54.7% → 27年度 56.1%	国 県 市町村	計画項目	主な事業内容	事業主体	農地の整備	農村地域防災減災事業の推進 防災ダムの建設、ため池の整備、地すべり対策、 水質障害対策、湛水防除、 農業用河川工作物の応急整備の実施	県 団体	<p>事業名の修正</p> <p>情報更新に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p> <p>事業名の修正</p> <p>現状に合わせた修正</p>
計画項目	主な事業内容	事業主体																																																		
河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進	国、県																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table>		ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																												
ダム名	目的	建設期間																																																		
利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																																		
	○河川改修事業 県土保全整備率 19年度 54.4% → 25年度 55.8%	国 県 市町村																																																		
計画項目	主な事業内容	事業主体																																																		
海岸保全の促進	海岸保全事業（河川局所管） ・下新川海岸など10海岸 (略)	国・県																																																		
計画項目	主な事業内容	事業主体																																																		
農地の整備	農地防災事業の推進 防災ダムの建設、ため池の整備、地すべり対策、 水質障害対策、湛水防除、 農業用河川工作物の応急整備の実施	県 団体																																																		
計画項目	主な事業内容	事業主体																																																		
河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進	国、県																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table>		ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																												
ダム名	目的	建設期間																																																		
利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																																		
	○河川改修事業 県土保全整備率 21年度 54.7% → 27年度 56.1%	国 県 市町村																																																		
計画項目	主な事業内容	事業主体																																																		
農地の整備	農村地域防災減災事業の推進 防災ダムの建設、ため池の整備、地すべり対策、 水質障害対策、湛水防除、 農業用河川工作物の応急整備の実施	県 団体																																																		

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 富山地方鉄道（株）、加越能バス（株）、万葉線（株）、富山ライトレール（株） （略）</p> <p>第2節 災害危険地域の予防措置</p> <p>第1 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所</p> <p>1 土砂災害危険箇所の予防措置（県農林水産部、県土木部、市町村） （略）</p> <p>（1）県の措置 ア～エ （略） オ 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 （ア）～（エ） （略） <u>（追加）</u></p> <p>カ （略） （2）市町村の措置 （略）</p> <p>2 警戒避難体制の確立（市町村） （略）</p> <p>（1）～（3） （略） （4）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 （5）～（6） （7）防災意識の向上（防災訓練等を含む）に関する事項 <u>（追加）</u></p> <p>第2 （略） 第3 老朽ため池（県農林水産部、市町村、土地改良区）</p>	<p>2 富山地方鉄道（株）、<u>あいの風とやま鉄道（株）、加越能バス（株）、万葉線（株）、富山ライトレール（株）</u></p> <p><u>なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。</u></p> <p>（4）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路、<u>土砂災害に係る避難訓練に関する事項</u></p> <p><u>特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</u></p> <p>第3 <u>防災重点ため池及び老朽ため池（県農林水産部、市町村、土地改良区）</u></p>	<p>鉄道事業者の追加</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>防災重点ため池の設定</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 県及び市町村等は、老朽ため池について調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。</p> <p>2 県は、<u>ため池等整備事業</u>により老朽ため池の危険箇所の整備を推進するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>老朽ため池を市町村地域防災計画に位置付けた市町村は、ハザードマップを作成する際に、老朽ため池決壊被害想定区域、ため池の決壊時における伝達方法、避難場所等の必要な事項を住民に周知させるよう努めるものとする。</u></p>	<p>1 県及び市町村等は、<u>防災重点ため池及び老朽ため池</u>について調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。</p> <p>2 県は、<u>農村地域防災減災事業</u>により<u>防災重点ため池及び老朽ため池</u>の危険箇所の整備を推進するものとする。</p> <p>4 市町村は、<u>防災重点ため池</u>について、当該市町村の地域防災計画に位置付けるとともに、<u>ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。</u></p>	<p>に伴う修正</p>
<p>第4 重要水防箇所及び浸水想定区域</p> <p>1 (略)</p> <p>2 浸水想定区域の指定、公表及び洪水ハザードマップの作成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 国土交通大臣及び知事は洪水予報河川及び水位情報周知河川として自ら指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が<u>はん濫</u>した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 市町村は浸水想定区域の指定があった場合には、市町村</p>	<p>2 浸水想定区域の指定、公表及び水害ハザードマップの作成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 国土交通大臣及び知事は洪水予報河川及び水位情報周知河川として自ら指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が<u>氾濫</u>した場合に浸水が想定される区域を<u>洪水浸水想定区域</u>として指定するものとする。</p> <p>(2) <u>知事及び市町村長は、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該指定に係る排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排出できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</u></p> <p>(3) <u>知事は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。</u></p> <p>(4) 市町村は浸水想定区域の指定があった場合には、市町村</p>	<p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>水防法の改</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>地域防災計画に次の事項を定めるものとする。</p> <p>①洪水予報及び水位情報周知河川における水位等の情報の伝達方法</p> <p>②緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）で市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る）</p> <p>(3) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民に周知するものとする。</p> <p>(4) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告すると</p>	<p>地域防災計画に次の事項を定めるものとする。</p> <p>①洪水予報等及び水位情報周知河川における水位等の情報の伝達方法</p> <p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む））でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）で市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る）</p> <p>(5) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民、滞在者その他の者に周知するものとする。その際、<u>河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u></p> <p>(6) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告す</p>	<p>正に伴う修正番号の繰り上げ</p> <p>番号の繰り上げ</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正番号の繰り上げ</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、その構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（5）市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（6）市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第5 （略）</p> <p>第3節 ライフライン施設等の安全性強化</p> <p>第1 ライフライン施設の安全性強化</p> <p>1 （略）</p> <p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）</p>	<p>るとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、その構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>（7）市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>（8）市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p>	<p>備考</p> <p>番号の繰り上げ</p> <p>同上</p>

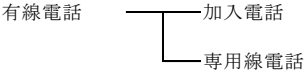
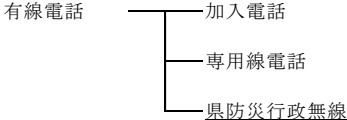
富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>富山県エルピーガス協会 (1) 都市ガス及び簡易ガス (略) ア ガス事故防止 (ア) (略) (イ) ガス供給設備（ガス導管等） (略) 経年管、即ち既設鋼管ねじ継手^{※2}及びねずみ鋳鉄管^{※3}、印ろう型継手^{※4}等の導管についても、計画的入取替及び他工事の機会をとらえ、積極的に前記の耐震性の高い導管への更新を促進する。 (ウ) 需要家設備 (略) また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター^{※5}の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。 イ 防災システム、情報収集システムの充実 (ア) 防災システム (略) a～d (略) e 導管網の圧力と流量監視 導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ^{※6}には、圧力及び流量等の集中監視システムの設置に努め、常時監視体制を充実する。 (イ) (略) ウ～エ (略) ※1～※2 (略) ※3 <u>ねずみ鋳鉄管</u> いわゆる鋳物と呼ばれる鋳鉄品で、ダクタイル鋳鉄管が開発された以前（昭和41年）まで使われた鋳鉄管。材料組成中の黒鉛分が片状化しているため脆く、曲げや衝撃に弱いので折れや割れが発生しやすい。</p>	<p>経年管、即ち既設鋼管ねじ継手^{※2}を用いた導管についても、計画的入取替及び他工事の機会をとらえ、積極的に前記の耐震性の高い導管への更新を促進する。</p> <p>また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター^{※3}の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。</p> <p>導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ^{※4}には、圧力及び流量等の集中監視システムの設置に努め、常時監視体制を充実する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(各編共通) 対策完了に伴う修正</p> <p>(各編共通) 番号の繰り上げ</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 対策完了に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>※4 印ろう型継手 <u>鋳鉄管接合方法の一つとして使われる継手で、管の受け口へ管体を差し込み、その間隙に麻とセメントや鉛を充てんして気密を保持している。この接合方法では地盤変動があると継手ゆるみが発生しやすく、最近では気密保持にはゴムリングを用いており、この接合方法は使われない。</u></p> <p>※5 マイコンメーター (略)</p> <p>※6 ガバナ (略)</p> <p>(2) LPガス (略)</p> <p>ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置 販売店等は、鎖がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村） (1)～(4) (略)</p> <p>(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 連絡方法 情報連絡は、一般電話、<u>高度情報通信ネットワーク</u>で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第4節 防災活動体制の整備 第1～3 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>※3 マイコンメーター</p> <p>※4 ガバナ</p> <p>販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。</p> <p>情報連絡は、一般電話、<u>県防災行政無線</u>で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。</p>	<p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 番号の繰り上げ (各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) LPガス保安対策指針を踏まえた修正</p> <p>(各編共通) 県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p>

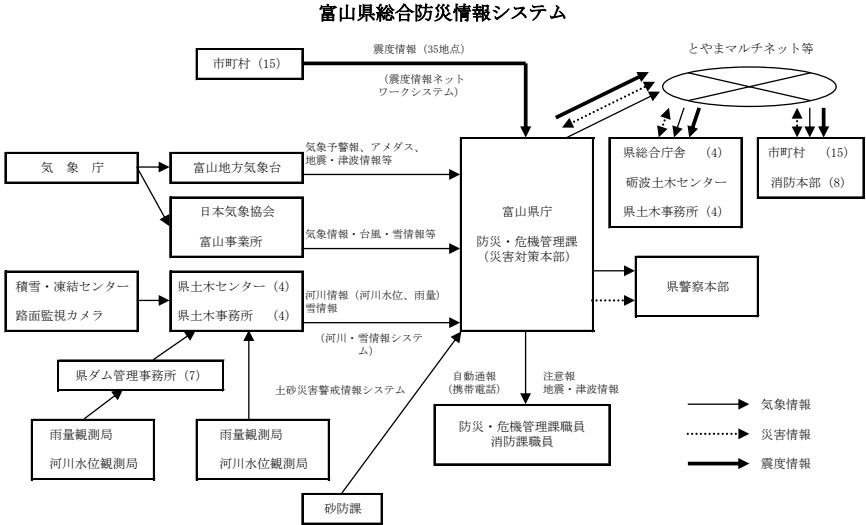
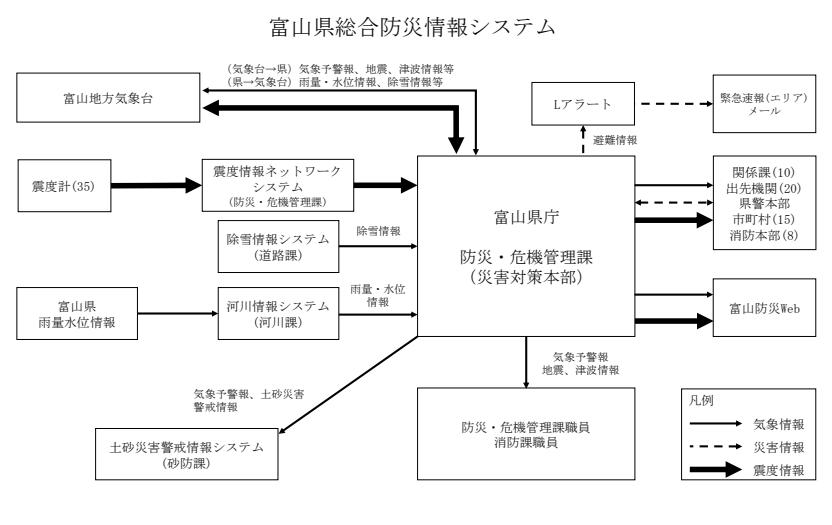
富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4 通信連絡体制の整備</p> <p>県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化の推進に努める。</p> <p>（略）</p> <p>さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図る。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>1 （略）</p> <p>2 通信連絡手段（全防災関係機関） （略）</p>  <p>（略）</p>	<p>県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。</p> <p>さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、<u>携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</u></p>  <p>（対象：県、市町村、消防本部等）</p>	<p>（各編共通） Wi-Fi 等整備に伴う修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>（各編共通） 県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p align="center">無線通信ネットワーク図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 県防災行政無線 - - - 市町村防災行政無線 ⋯ 防災相互無線 —— 国土交通省回線 —— 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p align="center">無線通信ネットワーク図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 県防災行政無線 - - - 市町村防災行政無線 ⋯ 防災相互無線 —— 国土交通省回線 —— 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p>(各編共通) 県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p>
<p>3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県知事政策局、県経営管理部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク）</p> <p>高度情報通信ネットワークは、災害時における基幹的な重要通信施設であり、その機能を十分発揮できるよう通信施設の耐震性をさらに強化するとともに、非常用電源設備を配置し、電気の安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする。</p> <p>(資料「7-1 富山県高度情報通信ネットワーク整備状況」「7-2 富山県高度情報通信ネットワーク系統図」)</p> <p>(2) 県総合防災情報システム</p> <p>平成17年9月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、G</p>	<p>(1) 県防災行政無線</p> <p>県防災行政無線は、災害時における基幹的な重要通信施設であり、その機能を十分発揮できるよう通信施設の耐震性をさらに強化するとともに、非常用電源設備を配置し、電気の安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする。</p> <p>(資料「7-1 富山県防災行政無線整備状況」「7-2 富山県防災行政無線系統図」)</p> <p>平成17年9月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、除雪情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的</p>	<p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) システムの</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>I S（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。 （略）</p> <p>また、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する災害情報共有システム（Lアラート）による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p>  <p>（略）</p> <p>（3）市町村防災行政無線の整備促進 （略）</p> <p>また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、災害情報共有システム（Lアラート）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>（4）非常通信体制の強化 （略）</p> <p>消防機関は、今後の消防・救急無線の高度化を図り、過</p>	<p>に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。</p> <p>また、平成28年8月にシステムを更新し、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート（災害情報共有システム）との連携を開始したところであるが、引き続き伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p>  <p>（各編共通） 同上</p> <p>（各編共通） 同上</p> <p>また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>（削除）</p>	<p>更新に伴う修正</p> <p>（各編共通） システムの更新に伴う修正</p> <p>（各編共通） 同上</p> <p>（各編共通） 同上</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正 デジタル化</p>


富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																										
<p>密な電波環境へ対応するため、デジタル化を推進するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 業務継続体制の確保</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>第6 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>(略)</p> <p>1 輸送拠点施設の確保（県関係部局）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="147 1129 1021 1465"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">陸上輸送拠点施設</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社) 富山県トラック協会緊急救援物資備蓄倉庫</td> <td>富山市婦中町島本郷 1-5</td> </tr> <tr> <td>トナミ運輸(株)(小杉流通センター)</td> <td>射水市流通センター青井谷 2-1-1</td> </tr> <tr> <td>〃 (小矢部倉庫)</td> <td>小矢部市平桜字山畔 1806-4</td> </tr> <tr> <td>センコー(株)(富山PDセンター)</td> <td>射水市流通センター水戸田 2-2-1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	所在地	陸上輸送拠点施設	(略)		(一社) 富山県トラック協会緊急救援物資備蓄倉庫	富山市婦中町島本郷 1-5	トナミ運輸(株)(小杉流通センター)	射水市流通センター青井谷 2-1-1	〃 (小矢部倉庫)	小矢部市平桜字山畔 1806-4	センコー(株)(富山PDセンター)	射水市流通センター水戸田 2-2-1	<p>特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1048 1203 1924 1453"> <thead> <tr> <th>陸上輸送拠点施設</th> <th>第一倉庫(株)(富山第1号倉庫)</th> <th>入善町上飯野 343</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸物流事業協同組合第1倉庫)</td> <td>魚津市住吉 3956-12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)</td> <td>上市町久金新 315</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(株)日立物流(富山物流センターA)</td> <td>上市町久金 312</td> </tr> </tbody> </table>	陸上輸送拠点施設	第一倉庫(株)(富山第1号倉庫)	入善町上飯野 343		魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉 3956-12		富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新 315		(株)日立物流(富山物流センターA)	上市町久金 312	<p>完了に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の取組との整合による修正</p>
区分	名称	所在地																										
陸上輸送拠点施設	(略)																											
	(一社) 富山県トラック協会緊急救援物資備蓄倉庫	富山市婦中町島本郷 1-5																										
	トナミ運輸(株)(小杉流通センター)	射水市流通センター青井谷 2-1-1																										
	〃 (小矢部倉庫)	小矢部市平桜字山畔 1806-4																										
	センコー(株)(富山PDセンター)	射水市流通センター水戸田 2-2-1																										
陸上輸送拠点施設	第一倉庫(株)(富山第1号倉庫)	入善町上飯野 343																										
	魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉 3956-12																										
	富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新 315																										
	(株)日立物流(富山物流センターA)	上市町久金 312																										

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新字下池田 319-1	(株)日立物流(富山物流センターB)	上市町久金 312	
日本通運(株)(新港1・3号倉庫)	射水市堀江千石 7-1	(株)日立物流(富山物流センターC)	上市町久金 312	
〃(新庄倉庫11号)	富山市新庄市字銀座 295-1	富山県トラック(株)(富山東物流センター)	富山市水橋沖 188	
魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉字野毛 3956-12	日本通運(株)(富山物流センター)	富山市新庄本町 2-8-59	
(株)日立物流(富山物流センター(1))	上市町久金新字道下 297-2	(株)中央倉庫(A号倉庫)	射水市橋下条 1926-4	
〃(富山物流センター(2))	〃	(株)中央倉庫(B号倉庫)	射水市橋下条 1926-4	
荻布倉庫(株)(能町1号、2号、3号、4号倉庫)	高岡市荻布川開 696-1	トナミ運輸(株)(小杉流通センター)	射水市流通センター青井谷 2-1-1	
〃(能町)21号、221号、222号、23号、24号)	高岡市鷺北新 321	(株)日立物流(富山西物流センター)	射水市流通センター青井谷 1-10-2	
第一倉庫(株)(富山第1号倉庫)	入善町上飯野 343	伏木海陸運送(株)(第1CFS)	高岡市石丸 705-1、4	
(株)スリーティ(トナミ倉庫)	砺波市鷹栖 1913	荻布倉庫(株)(21号、221号、222号、23号、24号)	高岡市荻布字川開 688	
東砺倉庫(株)(小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺 175-2	京神倉庫(株)(北陸流通センターA号倉庫)	砺波市西中 631-6	
(株)中央倉庫(A号倉庫)	射水市橋下条 1926-4	東砺倉庫(株)(小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺 193	
〃(B号倉庫)	〃	トナミ運輸(株)(小矢部倉庫)	小矢部市平桜 1806-4	
京神倉庫(株)(北陸流通センターA号倉庫)	砺波市大字西中 631-6	八嶋合名会社(本社新倉庫)	射水市庄西町 2-4-6	
八嶋合名会社(三ヶ新1号)	射水市庄西町 2			
伊勢湾海運(株)(富山5号倉庫)	射水市鷺塚 150-1			
協同組合富山トラック輸送センター(第2倉庫)	富山市上野字 340-2			
伏木海陸運送(株)(第1CFS)	高岡市石丸 705-4			
(株)島田産業(第2号倉庫)	富山市婦中町板倉字馬渡り 398-7			
大興運輸倉庫(株)(1号倉庫)	富山市金山新中 359			
(略)				
2 緊急道路ネットワークの確保(県土木部)				
(略)				

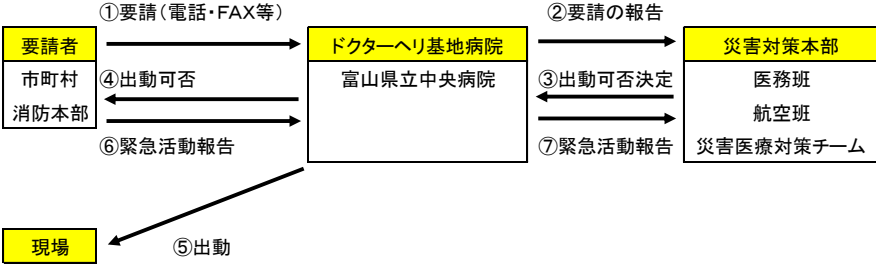
富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>緊急通行確保路線図（平成27年3月）</p>  <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 緊急航空路の確保（<u>県知事政策局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>市町村</u>）</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第7 航空防災体制の強化</p> <p>災害に的確に対応していくため、上空からの消火や救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>緊急通行確保路線図（平成28年4月）</p>  <p>4 緊急航空路の確保（<u>県知事政策局</u>、<u>県厚生部</u>、<u>県警察本部</u>、<u>市町村</u>）</p> <p>なお、<u>県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。</u></p>	<p>(各編共通) 時点の修正</p> <p>(各編共通) 道路整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>1 航空防災活動のための環境整備（県知事政策局、県警察本部、市町村） 災害時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」が、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センターや県警航空隊の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の広域即応体制の整備 (略) また、消防防災、警察、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。 (略)</p> <p>(3) 広域的な救急搬送システムの整備 消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。</p> <p>2～3 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>1 航空防災活動のための環境整備（県知事政策局、<u>県厚生部</u>、<u>県警察本部</u>、市町村） 災害時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」、<u>富山県ドクターヘリ</u>が、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、<u>県警航空隊</u>や<u>富山県ドクターヘリ基地病院</u>の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。</p> <p>また、消防防災、警察、<u>医療機関</u>、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。</p> <p><u>富山県ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。</u></p> <p>4 <u>富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）</u> <u>県医務課及び富山県立中央病院（ドクターヘリ基地病院）は、地震発生時に、医師・救助隊員等の人員輸送、負傷者の救急搬送など、災害医療活動を迅速に実施していくため、急事に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。</u></p> <p><u>(1) 緊急運航要請</u> <u>富山県ドクターヘリの緊急運航要請を必要とする市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院に要請する。なお、富山県ドクターヘリ基地病院は要請するいとまがないと認める時は要請を待たないで緊急運航する。（緊急の手続きの流れは次図のとおり）</u></p>	<p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第8 相互応援体制の整備</p> <p>1 国の機関等との相互協力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部） （追加）</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>（追加）</p>	 <p>(2) 受入れ態勢</p> <p>富山県ドクターヘリの緊急運航を要請した市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院と密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。</p> <p>ア 離着陸場所及び安全対策の確保 イ 傷病者等の病院等への搬送手配 ウ その他必要な事項</p> <p>ア 災害時の相互協力に関する申し合せ</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>イ 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定（港湾）</p> <p>国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事（伏木富山港港湾管理者）、新潟県知事（新潟港外港湾管理者）、石川県知事（金沢港外港湾管理者）及び福井県知事（敦賀港港湾管理者）と民間協力者（(一社)日本埋立浚渫協会北陸支部</p>	<p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 項目の追加</p> <p>(各編共通) 協定の追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(追加)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）</p> <p>(1) 県と防災関係機関との相互協力</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ <u>住宅金融公庫との協定</u> 県と住宅金融公庫北陸支店とは、平成 17 年 3 月 15 日に「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。</p> <p>サ～ラ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、(一社)日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、(一社)日本潜水協会会長、(一社)海洋調査協会会長及び(一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長)とは、平成 28 年 6 月 1 日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。</p> <p>ウ <u>地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定</u> 県と国土地理院とは、平成 24 年 7 月 26 日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。</p> <p>コ <u>住宅金融支援機構との協定</u> 県と(独)住宅金融支援機構とは、平成 17 年 3 月 15 日に住宅金融公庫北陸支店と締結した「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、平成 27 年 10 月 30 日に改めて協定を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。</p> <p>リ (公社)地盤工学会北陸支部との協定 県と(公社)地盤工学会北陸支部とは、平成 28 年 7 月 7 日に「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書」を締結し、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力について取り決めている。</p> <p>ル (一社)全国木造建設事業協会との協定 県と(一社)全国木造建設事業協会とは、平成 27 年 9 月 16 日に「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における応急仮設住宅の建設等に関する協力について取り決めている。</p>	<p>(各編共通) 協定の追加</p> <p>(各編共通) 名称変更等に 伴う修正</p> <p>(各編共通) 協定の追加</p> <p>(各編共通) 同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><u>（追加）</u></p> <p>（２）防災機関間の相互協力 （略） ア～イ （略） ウ ガス会社間の相互協力 （略） 一方、（一社）富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県ＬＰガス災害対策要綱を定めており、災害時にはＬＰガスの保安の確保と安全供給に万全を期すこととしている。 <u>（追加）</u></p> <p>エ （略） ４～５ （略） 第９ 災害復旧・復興への備え １ 災害廃棄物の発生への対応 国、県及び市町村等は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。 <u>（追加）</u></p>	<p><u>レ （公社）富山県浄化槽協会との協定</u> <u>県と（公社）富山県浄化槽協会とは、平成 27 年 11 月 26 日に「災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>一方、（一社）富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県ＬＰガス災害対策要綱を定めており、災害時にはＬＰガスの保安の確保と安定供給（<u>中核充填所*</u>と連携）に万全を期すこととしている。 <u>※ 大規模災害発生時にもＬＰガスを安定供給できるように、自家発電設備やＬＰガス配送車両、衛星通信設備等を導入したＬＰガス充填所で、経済産業省が指定したもの。</u></p> <p>市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、<u>適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u> <u>県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよ</u></p>	<p>（各編共通） 協定の追加</p> <p>（各編共通） 字句の修正 供給体制の整備に伴う修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>2～3 （略）</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>1 救助・救急体制の整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>（1）救助体制の整備</p> <p>ア～オ</p> <p><u>カ 消防救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段であることから、市町村は、消防救急無線のデジタル化を推進するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～2 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>う、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p> <p><u>国、県及び市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市町村等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>3 富山県ドクターヘリの災害時運航体制の整備（県厚生部）</p> <p><u>（1）災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備</u></p> <p><u>県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>（2）富山県ドクターヘリ基地病院の体制整備</u></p> <p><u>富山県ドクターヘリ基地病院は、災害時を想定し、災害</u></p>	<p>（各編共通） デジタル化完了に伴う修正</p> <p>（各編共通） ドクターヘリ運行体制整備に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部） （略）</p> <p>4 医療救護班の編成（県厚生部） （略）</p> <p>5 医療救護所の整備（市町村） （略）</p> <p>6 後方医療体制（県厚生部） （略）</p> <p>7 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略）</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県知事政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p> <p>市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>派遣医療チーム（DMAT）等と連携した研修及び訓練に努めるものとする。</u></p> <p>4 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部） （略）</p> <p>5 医療救護班の編成（県厚生部） （略）</p> <p>6 医療救護所の整備（市町村） （略）</p> <p>7 後方医療体制（県厚生部） （略）</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p><u>指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</u></p> <p><u>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p>	<p>（各編共通） 番号の繰り下げ</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村等の避難計画(県各部局、市町村、各関係機関) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村の避難計画 市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。</p>	<p><u>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。<u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生す</u></p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>ア 避難勧告又は指示等を行う客観的数値に基づく具体的な基準（降雨量、河川の水位等）及び伝達方法（追加）</p> <p>イ～キ （略） (3)～(4) （略）</p> <p>3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保（県知事政策局、県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (略) (1) 飲料水の確保 (略) なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの3日間の世帯人数分を確保するよう努める。</p> <p>ア （略） イ 県民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない</p>	<p>ることを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制としては、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>3 物資の確保（県知事政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保するよう努める。</p>	<p>に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>項目名等の修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>容器により水を備蓄する。 一人1日3リットル×世帯人数×3日間分</p> <p>ウ（略） （2）食料の確保 ア 非常食の備蓄、調達体制 （ア）（略） （イ）市町村は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>（ウ）～（カ）（略） イ～エ（略） （3）生活必需品の確保 ア 生活必需品の備蓄、調達 （ア）～（イ）（略） （ウ）市町村は、住民の家族構成に応じた必要最低限の生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。 （エ）～（オ）（略） イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達 （ア）（略） （イ）市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。</p> <p>4～5（略） 第4（略） 第5 孤立集落の予防 1～3（略） 4 事前措置（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p>	<p>一人1日3リットル×世帯人数×<u>最低3日間分（推奨1週間分）</u></p> <p>（イ）市町村は、住民の家族構成に応じた非常食<u>最低3日間分（推奨1週間分）</u>の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>（ウ）市町村は、住民の家族構成に応じた<u>最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー</u>など生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>（イ）市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。<u>また、災害対応バルク貯槽*の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。</u> <u>※LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。</u></p> <p>4 事前措置（県知事政策局、<u>県厚生部、県警察本部</u>、市町村）</p>	<p>（各編共通） 同上</p> <p>（各編共通） 同上</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>（各編共通） 新たな災害対応機器の開発を踏まえた修正</p> <p>（各編共通）</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 救急、救助実施計画</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ヘリコプターによる救助体制の整備 孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの活用が、有効である。</p> <p>(略)</p> <p>第6～7節 (略)</p> <p>第8節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚 (略)</p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>県及び市町村は、県民に対し、最低3日分の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p>	<p>孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、<u>富山県ドクターヘリ</u>の活用が、有効である。</p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、<u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</u></p> <p>県及び市町村は、県民に対し、最低3日間分（<u>推奨1週間分</u>）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。<u>また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。</u></p> <p><u>なお、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。</u></p>	<p>ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ア～ウ（略） エ 普段からの心がけ （ア）～（エ）（略） （オ）非常食料・飲料水の準備</p> <p>（カ）～（キ）（略） オ（略） 4～6（略） 第2（略） 第3～4（略）</p> <p>第9節 調査研究（略）</p>	<p>（オ）最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料・飲料水、 携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の準備</p>	<p>（各編共通） 同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																																																																																																				
<p>第2章 災害応急対策 第1節 予警報の伝達 第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 <u>（追加）</u></p> <p>1 注意報・警報の種類及び発表基準（富山地方気象台） （略）</p> <p>（別表2）洪水警報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>平地地：R1=45 平地地以外：R1=60</td> <td>井田川流域=22, 熊野川流域=17</td> <td>—</td> <td>常願寺川【大川寺】、 神通川【大沢野大橋・神通大橋】</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>R1=60</td> <td>白岩川流域=19</td> <td>—</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>R1=50</td> <td>上市川流域=17, 早月川流域=17, 白岩川流域=15</td> <td>—</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>R1=50</td> <td>棚津川流域=10, 白岩川流域=15</td> <td>—</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>R1=50</td> <td>早月川流域=22, 片貝川流域=16, 角川流域=14, 布施川流域=8</td> <td>平地地：R3=80 かつ 早月川流域=8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>R1=50</td> <td>早月川流域=22, 上市川流域=17</td> <td>平地地：R1=30 かつ 早月川流域=14</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>R1=50</td> <td>布施川流域=12</td> <td>平地地：R3=60 かつ 黒部川流域=25</td> <td>黒部川【愛本（下流）】</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>平地地：R1=50 平地地以外：R1=70</td> <td>小川流域=16</td> <td>平地地：R1=40 かつ 黒部川流域=24</td> <td>黒部川【愛本（下流）】</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">西部北</td> <td>朝日町</td> <td>R1=50</td> <td>小川流域=16</td> <td>—</td> <td>黒部川【愛本（下流）】</td> </tr> <tr> <td>高岡市</td> <td>平地地：R3=100 平地地以外：R1=60</td> <td>千保川流域=12, 祖父川流域=10</td> <td>平地地：R3=70 かつ 小矢部川流域=21</td> <td>庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】</td> </tr> <tr> <td>米見市</td> <td>平地地：R1=50 平地地以外：R1=70</td> <td>上庄川流域=16, 余川川流域=12, 仏生寺川流域=10</td> <td>平地地：R1=25 かつ 上庄川流域=10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>平地地：R3=80 平地地以外：R1=70</td> <td>黒石川流域=9, 子撫川流域=17, 宮川流域=7</td> <td>—</td> <td>小矢部川【津沢・石動・長江】</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>R1=50</td> <td>和田川流域=9, 下条川流域=10</td> <td>—</td> <td>神通川【神通大橋】、 庄川【小牧・大門】、 小矢部川【長江】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>平地地：R3=90 平地地以外：R1=50</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>庄川【小牧】</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>平地地：R1=50 平地地以外：R1=70</td> <td>小矢部川流域=26, 庄川流域=56, 山田川流域=12, 利賀川流域=15</td> <td>—</td> <td>庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	東部南	富山市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=60	井田川流域=22, 熊野川流域=17	—	常願寺川【大川寺】、 神通川【大沢野大橋・神通大橋】	舟橋村	R1=60	白岩川流域=19	—	常願寺川【大川寺】	上市町	R1=50	上市川流域=17, 早月川流域=17, 白岩川流域=15	—	常願寺川【大川寺】	立山町	R1=50	棚津川流域=10, 白岩川流域=15	—	常願寺川【大川寺】	東部北	魚津市	R1=50	早月川流域=22, 片貝川流域=16, 角川流域=14, 布施川流域=8	平地地：R3=80 かつ 早月川流域=8	—	滑川市	R1=50	早月川流域=22, 上市川流域=17	平地地：R1=30 かつ 早月川流域=14	常願寺川【大川寺】	黒部市	R1=50	布施川流域=12	平地地：R3=60 かつ 黒部川流域=25	黒部川【愛本（下流）】	入善町	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小川流域=16	平地地：R1=40 かつ 黒部川流域=24	黒部川【愛本（下流）】	西部北	朝日町	R1=50	小川流域=16	—	黒部川【愛本（下流）】	高岡市	平地地：R3=100 平地地以外：R1=60	千保川流域=12, 祖父川流域=10	平地地：R3=70 かつ 小矢部川流域=21	庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】	米見市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	上庄川流域=16, 余川川流域=12, 仏生寺川流域=10	平地地：R1=25 かつ 上庄川流域=10	—	小矢部市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=70	黒石川流域=9, 子撫川流域=17, 宮川流域=7	—	小矢部川【津沢・石動・長江】	射水市	R1=50	和田川流域=9, 下条川流域=10	—	神通川【神通大橋】、 庄川【小牧・大門】、 小矢部川【長江】	西部南	砺波市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=50	—	—	庄川【小牧】	南砺市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小矢部川流域=26, 庄川流域=56, 山田川流域=12, 利賀川流域=15	—	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】	<p>1 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台） 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>（1）特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）警報・注意報の種類及び発表基準</p> <p>（別表2）洪水警報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>平地地：R1=45 平地地以外：R1=60</td> <td>井田川流域=22, 熊野川流域=17</td> <td>—</td> <td>常願寺川【大川寺】、 神通川【大沢野大橋・神通大橋】 庄川【大門】</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>R1=60</td> <td>白岩川流域=19</td> <td>—</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>R1=50</td> <td>上市川流域=17, 早月川流域=17, 白岩川流域=15</td> <td>—</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>R1=50</td> <td>棚津川流域=10, 白岩川流域=15</td> <td>—</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>R1=50</td> <td>早月川流域=22, 片貝川流域=16, 角川流域=14, 布施川流域=8</td> <td>平地地：R3=80 かつ 早月川流域=8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>R1=50</td> <td>早月川流域=22, 上市川流域=17</td> <td>平地地：R1=30 かつ 早月川流域=14</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>R1=50</td> <td>布施川流域=12</td> <td>平地地：R3=60 かつ 黒部川流域=25</td> <td>黒部川【愛本（下流）】</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>平地地：R1=50 平地地以外：R1=70</td> <td>小川流域=16</td> <td>平地地：R1=40 かつ 黒部川流域=24</td> <td>黒部川【愛本（下流）】</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">西部北</td> <td>朝日町</td> <td>R1=50</td> <td>小川流域=16</td> <td>—</td> <td>黒部川【愛本（下流）】</td> </tr> <tr> <td>高岡市</td> <td>平地地：R3=100 平地地以外：R1=60</td> <td>千保川流域=12, 祖父川流域=10</td> <td>平地地：R3=70 かつ 小矢部川流域=21</td> <td>庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】</td> </tr> <tr> <td>米見市</td> <td>平地地：R1=50 平地地以外：R1=70</td> <td>上庄川流域=16, 余川川流域=12, 仏生寺川流域=10</td> <td>平地地：R1=25 かつ 上庄川流域=10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>平地地：R3=80 平地地以外：R1=70</td> <td>黒石川流域=9, 子撫川流域=17, 宮川流域=7</td> <td>—</td> <td>小矢部川【津沢・石動・長江】</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>R1=50</td> <td>和田川流域=9, 下条川流域=10</td> <td>—</td> <td>神通川【神通大橋】、 庄川【小牧・大門】、 小矢部川【長江】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>平地地：R3=90 平地地以外：R1=50</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>庄川【小牧】</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>平地地：R1=50 平地地以外：R1=70</td> <td>小矢部川流域=26, 庄川流域=56, 山田川流域=12, 利賀川流域=15</td> <td>—</td> <td>庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	暴風	暴風が吹くと予想される場合	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	波浪	高波になると予想される場合	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	東部南	富山市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=60	井田川流域=22, 熊野川流域=17	—	常願寺川【大川寺】、 神通川【大沢野大橋・神通大橋】 庄川【大門】	舟橋村	R1=60	白岩川流域=19	—	常願寺川【大川寺】	上市町	R1=50	上市川流域=17, 早月川流域=17, 白岩川流域=15	—	常願寺川【大川寺】	立山町	R1=50	棚津川流域=10, 白岩川流域=15	—	常願寺川【大川寺】	東部北	魚津市	R1=50	早月川流域=22, 片貝川流域=16, 角川流域=14, 布施川流域=8	平地地：R3=80 かつ 早月川流域=8	—	滑川市	R1=50	早月川流域=22, 上市川流域=17	平地地：R1=30 かつ 早月川流域=14	常願寺川【大川寺】	黒部市	R1=50	布施川流域=12	平地地：R3=60 かつ 黒部川流域=25	黒部川【愛本（下流）】	入善町	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小川流域=16	平地地：R1=40 かつ 黒部川流域=24	黒部川【愛本（下流）】	西部北	朝日町	R1=50	小川流域=16	—	黒部川【愛本（下流）】	高岡市	平地地：R3=100 平地地以外：R1=60	千保川流域=12, 祖父川流域=10	平地地：R3=70 かつ 小矢部川流域=21	庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】	米見市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	上庄川流域=16, 余川川流域=12, 仏生寺川流域=10	平地地：R1=25 かつ 上庄川流域=10	—	小矢部市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=70	黒石川流域=9, 子撫川流域=17, 宮川流域=7	—	小矢部川【津沢・石動・長江】	射水市	R1=50	和田川流域=9, 下条川流域=10	—	神通川【神通大橋】、 庄川【小牧・大門】、 小矢部川【長江】	西部南	砺波市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=50	—	—	庄川【小牧】	南砺市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小矢部川流域=26, 庄川流域=56, 山田川流域=12, 利賀川流域=15	—	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】	<p>気象庁における取扱い見直しに伴う修正</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																	
東部南	富山市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=60	井田川流域=22, 熊野川流域=17	—	常願寺川【大川寺】、 神通川【大沢野大橋・神通大橋】																																																																																																																																																																																	
	舟橋村	R1=60	白岩川流域=19	—	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																																																																	
	上市町	R1=50	上市川流域=17, 早月川流域=17, 白岩川流域=15	—	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																																																																	
	立山町	R1=50	棚津川流域=10, 白岩川流域=15	—	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																																																																	
東部北	魚津市	R1=50	早月川流域=22, 片貝川流域=16, 角川流域=14, 布施川流域=8	平地地：R3=80 かつ 早月川流域=8	—																																																																																																																																																																																	
	滑川市	R1=50	早月川流域=22, 上市川流域=17	平地地：R1=30 かつ 早月川流域=14	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																																																																	
	黒部市	R1=50	布施川流域=12	平地地：R3=60 かつ 黒部川流域=25	黒部川【愛本（下流）】																																																																																																																																																																																	
	入善町	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小川流域=16	平地地：R1=40 かつ 黒部川流域=24	黒部川【愛本（下流）】																																																																																																																																																																																	
西部北	朝日町	R1=50	小川流域=16	—	黒部川【愛本（下流）】																																																																																																																																																																																	
	高岡市	平地地：R3=100 平地地以外：R1=60	千保川流域=12, 祖父川流域=10	平地地：R3=70 かつ 小矢部川流域=21	庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】																																																																																																																																																																																	
	米見市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	上庄川流域=16, 余川川流域=12, 仏生寺川流域=10	平地地：R1=25 かつ 上庄川流域=10	—																																																																																																																																																																																	
	小矢部市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=70	黒石川流域=9, 子撫川流域=17, 宮川流域=7	—	小矢部川【津沢・石動・長江】																																																																																																																																																																																	
	射水市	R1=50	和田川流域=9, 下条川流域=10	—	神通川【神通大橋】、 庄川【小牧・大門】、 小矢部川【長江】																																																																																																																																																																																	
西部南	砺波市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=50	—	—	庄川【小牧】																																																																																																																																																																																	
	南砺市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小矢部川流域=26, 庄川流域=56, 山田川流域=12, 利賀川流域=15	—	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】																																																																																																																																																																																	
現象の種類	基準																																																																																																																																																																																					
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																																																																																																																																																																					
暴風	暴風が吹くと予想される場合																																																																																																																																																																																					
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合																																																																																																																																																																																					
波浪	高波になると予想される場合																																																																																																																																																																																					
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																	
東部南	富山市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=60	井田川流域=22, 熊野川流域=17	—	常願寺川【大川寺】、 神通川【大沢野大橋・神通大橋】 庄川【大門】																																																																																																																																																																																	
	舟橋村	R1=60	白岩川流域=19	—	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																																																																	
	上市町	R1=50	上市川流域=17, 早月川流域=17, 白岩川流域=15	—	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																																																																	
	立山町	R1=50	棚津川流域=10, 白岩川流域=15	—	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																																																																	
東部北	魚津市	R1=50	早月川流域=22, 片貝川流域=16, 角川流域=14, 布施川流域=8	平地地：R3=80 かつ 早月川流域=8	—																																																																																																																																																																																	
	滑川市	R1=50	早月川流域=22, 上市川流域=17	平地地：R1=30 かつ 早月川流域=14	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																																																																	
	黒部市	R1=50	布施川流域=12	平地地：R3=60 かつ 黒部川流域=25	黒部川【愛本（下流）】																																																																																																																																																																																	
	入善町	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小川流域=16	平地地：R1=40 かつ 黒部川流域=24	黒部川【愛本（下流）】																																																																																																																																																																																	
西部北	朝日町	R1=50	小川流域=16	—	黒部川【愛本（下流）】																																																																																																																																																																																	
	高岡市	平地地：R3=100 平地地以外：R1=60	千保川流域=12, 祖父川流域=10	平地地：R3=70 かつ 小矢部川流域=21	庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】																																																																																																																																																																																	
	米見市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	上庄川流域=16, 余川川流域=12, 仏生寺川流域=10	平地地：R1=25 かつ 上庄川流域=10	—																																																																																																																																																																																	
	小矢部市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=70	黒石川流域=9, 子撫川流域=17, 宮川流域=7	—	小矢部川【津沢・石動・長江】																																																																																																																																																																																	
	射水市	R1=50	和田川流域=9, 下条川流域=10	—	神通川【神通大橋】、 庄川【小牧・大門】、 小矢部川【長江】																																																																																																																																																																																	
西部南	砺波市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=50	—	—	庄川【小牧】																																																																																																																																																																																	
	南砺市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小矢部川流域=26, 庄川流域=56, 山田川流域=12, 利賀川流域=15	—	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】																																																																																																																																																																																	

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>2 特別警報の種類及び発表基準</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>2 富山県気象情報（富山地方気象台）</p> <p><u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u></p>	<p>構成の変更に伴う修正</p> <p>同上</p>
<p>3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 記録的短時間大雨情報（富山地方気象台）</p> <p><u>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。</u></p>	<p>気象庁における取扱い見直しに伴う修正</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>5 竜巻注意情報（富山地方気象台）</p> <p><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、府県予報区単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>6 指定河川洪水予報（富山地方気象台、北陸地方整備局）</p> <p><u>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方気象台が共同で発表する。</u></p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）		備考																											
<p>第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 海岸における水防警報の種類、内容及び発令基準（下新川海岸）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水予報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備情報・高齢者避難開始の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫注意情報</td> <td>氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水予報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。		氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備情報・高齢者避難開始の発令の判断の参考とする。		氾濫注意情報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導</td> <td>気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発令基準	(略)			出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	(略)			<p>気象庁における取扱い見直しに伴う修正</p>
種類	標題	概要																												
洪水予報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。																												
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。																												
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備情報・高齢者避難開始の発令の判断の参考とする。																												
	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。																												
種類	内容	発令基準																												
(略)																														
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等																												
(略)																														
<p>5 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 伝達体制</p> <p>1 伝達体制（富山地方气象台、県知事政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 気象予警報の伝達</p> <p>ア～カ （略）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導</td> <td>気象・波浪状況・CCTV情報等により越波が起こるおそれがあるとき。 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発令基準	(略)			出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波が起こるおそれがあるとき。 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	<p>発令基準の見直しに伴う修正</p>																			
種類	内容	発令基準																												
(略)																														
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波が起こるおそれがあるとき。 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等																												

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(追加)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 気象情報等伝達系統図（各防災関係機関）</p>	<p>なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A LERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p> <p>3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>名称の修正</p> <p>伝達経路の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
<ul style="list-style-type: none"> ●* 気象情報伝送処理システム ● 防災情報提供システム（専用回線） ○ 専用電話（専用線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ◎ 防災情報提供システム（インターネット回線） 	<p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●* 気象情報伝送処理システム ● 防災情報提供システム（専用回線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ◎ 防災情報提供システム（インターネット回線） 	<p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p>	
<p>第2節 災害未然防止活動の実施</p> <p>第1 水害対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 特別警戒水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部）</p> <p>(1) 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事にその旨を通知するとともに一般に周知する。知事は通知を受けたときは直ちにその事項を水防管理者等に通知する。</p> <p>(2) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>		<p>(1) 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により<u>県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川</u>について、<u>洪水特別警戒水位</u>を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、<u>必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する</u>。知事は、<u>通知を受けたときは直ちにその事項を水防計画で定める水防管理者、量水管理者に通知する</u>。</p> <p>(2) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、<u>洪水特別警戒水位</u>を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、<u>水防計画で定める水防管理者、量水管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する</u>。</p> <p>(3) 知事及び市町村長は、<u>公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水防計画で定める水防管理者、量水管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する</u>。</p> <p>(4) 知事は、<u>区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは水防計画で定める水防管理者、量水管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する</u>。</p>		<p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(3) 上記(1)、(2)の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2 土砂災害対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 土砂災害警戒情報の通知及び活用（県土木部、富山地方気象台、市町村）</p> <p>(1) 県及び富山地方気象台の措置 大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表し通知するとともに、<u>一般にも周知させるために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(2) 市町村の措置 市町村は、土砂災害警戒情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用するものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 避難勧告等の解除のための助言（県土木部、北陸地方整備局、市町村）</p> <p>(1) 市町村の措置 市町村は、避難勧告又は指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に限る）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求めることができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3節 応急活動体制</p>	<p>(5) 上記(1)～(4)の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。</p> <p>大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表し通知及び<u>一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令の参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、土砂災害警戒情報、<u>これを補足する情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等に当り活用するものとする。</u></p> <p>市町村は、避難勧告又は指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に限る）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求めることができる。また、<u>そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p>	<p>備考</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1 県の活動体制 (略)</p> <p>1 職員の非常配備・参集（県知事政策局） 県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24 時間連絡体制を確保するとともに、災害発生時において、災害応急対策を強力に推進するため、定められた基準により速やかに非常配備体制をとる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（県知事政策局） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織 ア 本部 (ア) ～ (エ) (略)</p> <p>(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第4節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1～3 (略)</p> <p>4 被害情報の収集活動（県各部局） (略)</p> <p>このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p>	<p>県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24 時間連絡体制を確保するとともに、地震・津波発生時において、災害応急対策を強力に推進するため、<u>職員の安全の確保に十分に配慮しつつ</u>、規定により速やかに非常配備体制をとる。</p> <p>(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、<u>災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する</u>。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 災害医療コーディネーター活用検討に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(7) 消防無線の傍受による情報収集 <u>消防無線の使用状況を傍受するとともに、119 番の通報の殺到状況を把握することにより、情報を収集する。</u></p> <p>(8) アマチュア無線家の協力による情報収集 (略)</p> <p>(9) 民間企業からの情報収集 (略)</p> <p>(10) インターネットによる情報収集 (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 被害状況の報告（県知事政策局、市町村、各防災関係機関） 県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 通信連絡体制 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 無線電話（県知事政策局、県経営管理部、NTTドコモ） (1) 県防災行政無線 災害時には、県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク）が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(7) アマチュア無線家の協力による情報収集</p> <p>(8) 民間企業からの情報収集</p> <p>(9) インターネットによる情報収集</p> <p><u>人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。</u></p> <p><u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u></p> <p>災害時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、映像伝送機能を活用するとともに、可</p>	<p>(各編共通) デジタル化推進に伴う修正 番号の繰り上げ</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 県防災行政</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																
<p>データ・画像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。</p> <p>また、県は必要に応じ、（一財）自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けや市町村等との間に直通回線（ホットライン）を設定する。（資料「7-2 富山県高度情報通信ネットワーク系統図」）</p> <p>(2)～(5) (略) (追加)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 その他（各防災関係機関） (略)</p> <p>(1) 利用できる主な施設</p> <p>ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第28条で定める業務を行う機関の保有する無線</p> <table border="1" data-bbox="185 791 999 951"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防無線</td> <td>消防機関等相互を結ぶ回線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 救助実施体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	通信施設名	通信系統	(略)		消防無線	消防機関等相互を結ぶ回線	(略)		<p>搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。</p> <p>また、県は必要に応じ、（一財）自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けを行う。（資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」）</p> <p>(6) 公衆無線LANサービス</p> <p>県は、公衆無線LANサービスを提供する事業者等に対し、<u>無料開放を行うよう働きかける。</u></p> <table border="1" data-bbox="1088 791 1901 951"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防・救急無線</td> <td>消防機関等相互を結ぶ回線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通信施設名	通信系統	(略)		消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線	(略)		<p>無線再整備工事に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の取り組みに合わせる修正</p> <p>(各編共通) 用語の修正</p>
通信施設名	通信系統																	
(略)																		
消防無線	消防機関等相互を結ぶ回線																	
(略)																		
通信施設名	通信系統																	
(略)																		
消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線																	
(略)																		

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																												
<p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置及び収容</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td>災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>災害発生の日から3日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>災害発生の日から1月以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 広域応援要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応援要請</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）（県厚生部）</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第7節 救助・救急活動</p> <p>第1 救助活動</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	救助の種類	実施期間	避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内	応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内	（略）		災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内	災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内	（略）		<p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の<u>供与</u></td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の<u>供与</u></td> <td>災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>被災者の救出</u></td> <td>災害発生の日から3日以内</td> </tr> <tr> <td><u>被災した住宅の応急修理</u></td> <td>災害発生の日から1月以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>ドクターヘリ</u>、<u>医療救護班</u>及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <p>5 実動組織間の調整</p> <p><u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災</u></p>	救助の種類	実施期間	避難所の <u>供与</u>	災害発生の日から7日以内	応急仮設住宅の <u>供与</u>	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内	（略）		<u>被災者の救出</u>	災害発生の日から3日以内	<u>被災した住宅の応急修理</u>	災害発生の日から1月以内	（略）		<p>(各編共通) 県災害救助法施行規則の改正に伴う修正</p> <p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>
救助の種類	実施期間																													
避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内																													
応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内																													
（略）																														
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内																													
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内																													
（略）																														
救助の種類	実施期間																													
避難所の <u>供与</u>	災害発生の日から7日以内																													
応急仮設住宅の <u>供与</u>	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内																													
（略）																														
<u>被災者の救出</u>	災害発生の日から3日以内																													
<u>被災した住宅の応急修理</u>	災害発生の日から1月以内																													
（略）																														

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2 救急活動 1～3 （略） 4 ヘリコプターの活用（県知事政策局、県警察本部、市町村） 県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。 （略）</p> <p>第3～4 （略）</p> <p>第8節 医療救護活動 第1 連絡体制 1 連絡系統（県厚生部） （1）～（2） （略）</p>	<p><u>害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p> <p>県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、<u>消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリ</u>を活用する。</p>	<p>（各編共通） ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p> <p style="text-align: center;">2～3 (略) 第2 (略) (追加)</p>	<p style="text-align: center;">災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p> <p style="text-align: center;">第3 富山県ドクターヘリの派遣 1 富山県ドクターヘリの派遣指示（県厚生部） 市町村からの要請に対して、富山県ドクターヘリ運航要領に照らして、富山県ドクターヘリの派遣が必要と認められるときは、富山県ドクターヘリ基地病院に対して、富山県ドク</p>	<p>(各編共通) 機関名称等の修正</p> <p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第3 医療救護班の派遣 （略）</p> <p>第4 医療救護所の設置及び運営 （略）</p> <p>第5 後方医療体制（県厚生部、県関係部局） （略）</p> <p>第6 医薬品、血液の供給体制 （略）</p> <p>第7 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応 （略）</p> <p>第8 被災地における保健医療の確保 （略）</p> <p>第9 精神保健医療体制 （略）</p> <p>第9節 避難活動</p> <p>第1 避難の勧告、指示等及び誘導</p> <p>1 避難準備情報、避難の勧告、指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策局、県土木部、県警察本部、市町村） （略）</p> <p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難勧告」の発令には至らないが、今後、現状の気象状況が継続すると避難を要する状況になる可能性がある」と判断される場合には、「避難準備情報」を発令するものとする。</p> <p>市町村長は、避難準備情報を発令したときは、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>また、市町村は、避難準備情報、避難の勧告、指示等において</p>	<p>ターヘリの派遣を指示する。</p> <p>2 富山県ドクターヘリの活動内容 富山県ドクターヘリの活動内容は、次のとおりとする。</p> <p>（1）医師等の現場派遣 （2）患者の搬送 （3）その他災害現場等における救命活動に必要な措置</p> <p>第4 医療救護班の派遣</p> <p>第5 医療救護所の設置及び運営</p> <p>第6 後方医療体制（県厚生部、県関係部局）</p> <p>第7 医薬品、血液の供給体制</p> <p>第8 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応</p> <p>第9 被災地における保健医療の確保</p> <p>第10 精神保健医療体制</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策局、県土木部、県警察本部、市町村）</p> <p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難勧告」の発令には至らないが、今後、現状の気象状況が継続すると避難を要する状況になる可能性がある」と判断される場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するものとする。</p> <p>市町村長は、避難準備・高齢者等避難開始を発令したときは、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>また、市町村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、</p>	<p>（各編共通） 番号の繰り 下げ</p> <p>避難勧告等 に関するガイ ドライン に基づく修 正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。 （略）</p> <p>2 避難の勧告又は指示等の内容（伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策局、県土木部、県警察本部、市町村） （1）～（5） （略）</p> <p>避難準備情報は、<u>要配慮者に対して避難勧告の内容に準じて行うとともに、要配慮者以外の者に対して避難の準備を伝達する。</u></p>	<p>指示等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始の発令により、避難勧告の内容に準じて高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難の促進を行うとともに、要配慮者以外の者に対して避難の準備を伝達し、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</u></p> <p><u>また、市町村は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p>
<p>3 避難誘導（県警察本部、市町村） （1）市町村</p> <p>避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 <u>（追加）</u></p>	<p><u>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u></p> <p><u>また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断</u></p>	<p>同上</p> <p>（各編共通） 同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の開設（市町村）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日間以内とする。ただし、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、延長することができる。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 避難所の運営（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。 また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。 <u>(追加)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p><u>する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>(4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日間以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、延長することができる。</p> <p>2 避難所の運営（県知事政策局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p><u>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p>	<p>(各編共通) 協議先の修正</p> <p>関係機関の修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3～4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 精神保健対策</p> <p>1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・<u>心理判定員</u>等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第10節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通規制の広報 (略)</p> <p>交通情報の収集伝達フロー</p>	<p>(2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・<u>児童心理司</u>等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。</p> <p>交通情報の収集伝達フロー</p>	<p>(各編共通) 職名の変更に伴う修正</p> <p>(各編共通) 伝達経路の訂正による修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2～3 （略）</p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 輸送手段（自衛隊、伏木海上保安部、県知事政策局、市町村、各運送事業者）</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 鉄道、軌道による輸送 （略） 鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) ヘリコプターによる輸送 （略）</p> <p>ア 県及び防災関係機関は、自ら所有するヘリコプターを第一次的に使用する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第1 1 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>1 （略）</p> <p>2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 災害救助用米穀の調達 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場</p>	<p>イ 鉄道、軌道による輸送 （略） 鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、<u>あいの風とやま鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。</u></p> <p>ア 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。</p> <p><u>なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</u></p> <p>炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場</p>	<p>（各編共通） 鉄道事業者の追加</p> <p>（各編共通） ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考														
<p>合、県は、農林水産省生産局に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省生産局を通じて他県からの応援で対処する。</p> <p>(3)～(4) (5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>合、県は、農林水産省政策統括官に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省政策統括官を通じて他県からの応援で対処する。</p>	<p>(各編共通) 名称変更に伴う修正</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 419 282 459">機関名</th> <th data-bbox="282 419 1025 459">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 459 282 499">(略)</td> <td data-bbox="282 459 1025 499"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 499 282 687">県農林水産部</td> <td data-bbox="282 499 1025 687"> 1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、<u>北陸農政局富山地域センター</u>及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～4 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 687 282 727">(略)</td> <td data-bbox="282 687 1025 727"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 727 282 987">農林水産省生産局</td> <td data-bbox="282 727 1025 987"> 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に対して行う。 引渡し要請を受けた生産局は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	(略)		県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>北陸農政局富山地域センター</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～4 (略)	(略)		農林水産省生産局	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に対して行う。 引渡し要請を受けた生産局は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1048 499 1182 687">県農林水産部</td> <td data-bbox="1182 499 1928 687"> 1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、<u>農林水産省（食料・物資支援チーム）</u>及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 727 1182 987">農林水産省政策統括官</td> <td data-bbox="1182 727 1928 987"> 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省政策統括官に対して行う。 引渡し要請を受けた<u>農林水産省政策統括官</u>は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。 </td> </tr> </tbody> </table>	県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>農林水産省（食料・物資支援チーム）</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。	農林水産省政策統括官	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省政策統括官に対して行う。 引渡し要請を受けた <u>農林水産省政策統括官</u> は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	<p>(各編共通) 要請先の修正</p>
機関名	実施内容															
(略)																
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>北陸農政局富山地域センター</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～4 (略)															
(略)																
農林水産省生産局	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に対して行う。 引渡し要請を受けた生産局は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。															
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>農林水産省（食料・物資支援チーム）</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。															
農林水産省政策統括官	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省政策統括官に対して行う。 引渡し要請を受けた <u>農林水産省政策統括官</u> は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。															
<p>3～5 (略)</p> <p>第3 物価安定・消費者保護対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) 消費生活相談の充実強化</p> <p>県は、消費生活相談を、被災状況に応じ次のとおり充実強化する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生命保険協会、日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。</p>	<p>イ <u>(一社)生命保険協会</u>、<u>(一社)日本損害保険協会</u>及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。</p>	<p>(各編共通) 団体名の修正</p>														

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ウ（略） (2)～(4)（略）</p> <p>第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 廃棄物処理対策について、市町村は、<u>収集運搬機材、一時保管場所、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。</u> (略)</p> <p>第1 し尿処理 1～2（略） 3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村） (略)</p> <p>県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村及び富山県環境保全協同組合に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2 ごみ、災害廃棄物の処理 1（略） 2 建築物解体廃棄物、がれき、残骸物処理（市町村） (1) がれき等の処理 <u>市町村は、損壊家屋からの災害廃棄物については、危険なもの、交通の支障となるものを優先的に解体・撤去する。</u> (2) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保 <u>市町村等は、損壊家屋からの災害廃棄物の選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を確保する。また、破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。</u></p> <p>(3) 被災建築物の解体に伴うアスベスト対策</p>	<p>廃棄物処理対策について、市町村は、<u>収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。</u></p> <p>県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村、<u>富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会</u>に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。</p> <p>2 災害廃棄物処理 <u>県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</u> <u>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</u></p>	<p>(各編共通) 用語の修正</p> <p>(各編共通) 協定締結に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</p> <p>3 （略） 第3～5 （略）</p> <p>第13節 警備活動 （略）</p> <p>第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬 （略） 第1～2 （略） 第3 遺体の埋葬 1 （略） 2 埋葬体制の確立（県厚生部） 災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内他市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。</p> <p>3 （略）</p> <p>第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 （略）</p> <p>第16節 公共施設等の応急復旧対策 第1 公共土木施設等 （略） また、災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に実施するための「<u>土木部災害発生時初動対応マニュアル</u>」を策定する。</p>	<p>市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</p> <p>災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内他市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、<u>富山県広域火葬計画</u>に基づき、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。</p> <p>また、災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に実施するための<u>危機管理体制要領</u>を策定する。</p>	<p>（各編共通） 計画策定に伴う修正</p> <p>（各編共通） 要領作成に伴う修正</p>

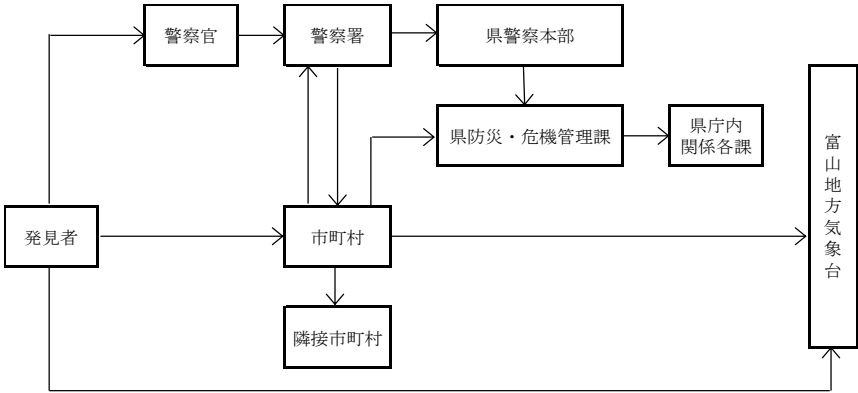
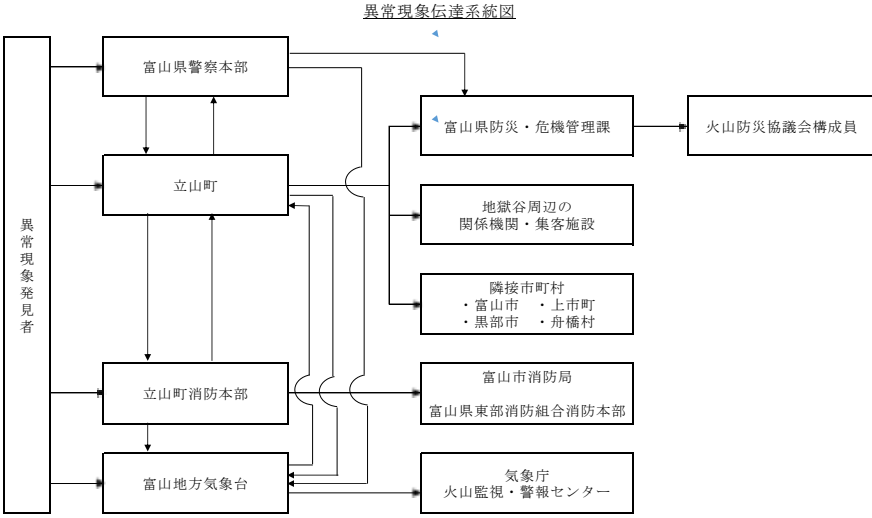
富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 応急復旧の役割分担（北陸地方整備局、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村） （略）</p> <p>2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村） （略）</p> <p>3 公共土木施設等の障害物の除去（北陸地方整備局、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村） （略）</p> <p>4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村） （略）</p> <p>5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村） （略）</p>	<p>1 応急復旧の役割分担（北陸地方整備局、<u>県知事政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、<u>県知事政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>3 公共土木施設等の障害物の除去（北陸地方整備局、<u>県知事政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、<u>県知事政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、<u>県知事政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p>	<p>（各編共通） 関係機関の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第2 鉄道施設等</p> <p>1 初動活動体制（JR西日本、富山地方鉄道、加越能バス、万葉線、富山ライトレール(株)） （略）</p> <p>2 初動措置（JR西日本、富山地方鉄道、加越能バス、万葉線、富山ライトレール(株)） （略）</p> <p>3 公共交通機関による輸送の確保（JR西日本、富山地方鉄道、加越能バス、万葉線、富山ライトレール(株)） （略）</p>	<p>1 初動活動体制（JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、加越能バス、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>2 初動措置（JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、加越能バス、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>3 公共交通機関による輸送の確保（JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、加越能バス、万葉線、富山ライトレール(株)）</p>	<p>（各編共通） 鉄道事業者の追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第3 （略）</p> <p>第17節 農林水産業の応急対策 （略）</p> <p>第1～8 （略）</p> <p>第9 林地（県農林水産部）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 県は、台風等による立木の倒壊等があったときは、早急にこれを林地外へ搬出し、整理して病虫害発生の予防措置をとるよう市町村を通じて関係者に徹底を図るものとする。</p> <p>4 （略）</p>	<p>3 県は、台風等による立木の倒伏等があったときは、<u>適時</u>にこれを林地外へ搬出し、整理して病虫害発生の予防措置をとるよう市町村を通じて関係者に徹底を図るものとする。</p>	<p>同上</p> <p>語句の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第18節 応急住宅対策 第1 応急仮設住宅の確保 1 (略) 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） (1)～(5) (略) (6) 建設工事 ア～イ (略) ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、 (一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会 等に対して協力を要請する。 (7)～(8) (略) 3～4 (略) 第2～3 (略)</p> <p>第19～20節 (略)</p> <p>第21節 火山応急対策 防災関係機関は、火山が爆発し、又はそのおそれがある場合において登山者、地域住民等の生命、身体及び財産を保護するための事前措置、救助その他の必要な措置を図るものとする。 なお、本節で定めるもの以外に必要な事項は、風水害編他節に準じた対策を講じるものとする。</p> <p>対策の体系</p>	<p>ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、<u>(一社)全国木造建設事業協会</u>等に対して協力を要請する。</p> <p>防災関係機関は、火山が爆発し、又はそのおそれがある場合において<u>住民、登山者、観光客等</u>の生命、身体及び財産を保護するための事前措置、救助その他の必要な措置を図るものとする。 なお、本節で定めるもの以外に必要な事項は、風水害編他節に準じた対策を講じるものとする。</p>	<p>(各編共通) 要請先の追加に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正 火山観測体制等の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1 異常発見者の通報義務（県警察本部、市町村） 弥陀ヶ原に関する次項の異常現象を発見した者は、直ちに市町村長若しくは最寄りの警察官に通報するものとする。</p>  <p>第2 通報を要する異常現象（県警察本部、市町村） 1 噴火（爆発、溶岩流、泥流、<u>軽石流、熱雲等</u>）及びそれに伴う降灰砂等 2～4 （略） 5 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化 6、7 （略） 8 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、</p>	<p>第1 異常現象発見者の通報義務（県警察本部、市町村） 弥陀ヶ原に関する次項の異常現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官に通報するものとする。なお、これにより難しい場合には、富山地方気象台に通報する。 <u>通報を受けた市町村長又は警察官は、その内容を異常現象伝達系統図により速やかに関係機関へ連絡するものとする。</u></p>  <p>※1 通報のあった異常現象の真偽については、気象庁火山監視・警報センターが、必要に応じて火山専門家に相談のうえ判断する。 ※2 異常現象の真偽の結果は、気象庁火山監視・警報センターから富山地方気象台を通して立山町に連絡され、立山町から異常現象伝達系統図により関係機関に周知される。</p> <p>第2 通報を要する異常現象 1 噴火（爆発、溶岩流、泥流、<u>火砕流等</u>）及びそれに伴う降灰砂等 2～4 5 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化、<u>硫黄の燃焼等</u> 6、7 8 火山付近の湖沼、河川の水の量、臭、色、濁度、気泡量等</p>	<p>字句の修正 現状に合わせた修正</p> <p>責務を具体的に記載するため修正</p> <p>火山防災協議会設置に伴う異常現象伝達の記載を追加</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>濁度等の変化、発砲、温度の上昇、魚類等の浮上</p> <p>第3 噴火警報・予報の発表と通報 <u>気象庁火山監視・情報センターは噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火予報を次の基準により発表する。</u></p> <p><u>1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）</u> <u>気象庁火山監視・情報センターは、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。</u> 「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p> <p><u>2 噴火予報</u> <u>気象庁火山監視・情報センターは、警報の解除を行う場合等に発表する。</u></p> <p><u>3 噴火警戒レベル</u> 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。 <u>国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。</u></p>	<p>顕著な変化、温度の上昇、魚類等の浮上</p> <p>第3 噴火警報・予報等の発表と通報等 <u>気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。</u></p> <p><u>1 警報・予報の種類及び発表基準（気象庁）</u> <u>(1) 噴火警報・予報</u> <u>ア 噴火警報</u> <u>気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。</u> 「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、<u>影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。</u>なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。 <u>イ 噴火予報</u> <u>気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。</u></p> <p><u>噴火警報・予報の名称、発表基準、警戒事項等の一覧表</u> <u>噴火警戒レベルが運用されていない火山（弥陀ヶ原）</u> (略)</p> <p><u>ウ 噴火警戒レベル</u> 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。 <u>国全体の活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針等を定めた活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を行う。</u> <u>火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応</u></p>	<p>備考</p> <p>字句の修正 現状に合わせた修正</p> <p>記号のずれ 現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>記号のずれ 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 3から移行 記号のずれ</p> <p>活火山法の改正に伴う修正</p> <p>噴火警戒レ</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表 <u>（噴火警戒レベル導入後）</u> (略) <u>（噴火警戒レベル導入まで）</u> (略) 4 降灰予報 <u>気象庁火山監視・情報センターは、噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。</u></p>	<p><u>じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。</u> <u>噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に入山規制や避難勧告等の防災対応をとることができ、噴火災害の軽減につながることを期待される。</u> ※ <u>噴火警戒レベルが運用されている火山（38 火山、平成28年12月6日現在）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>アトサヌプリ、雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山、岩木山、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、蔵王山、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳、日光白根山、草津白根山、浅間山、新潟焼山、焼岳、御嶽山、白山、富士山、箱根山、伊豆東部火山群、伊豆大島、三宅島、鶴見岳・伽藍岳、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山（御鉢、新燃岳、えびの高原（硫黄山）周辺）、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島</p> </div> <p><u>（参考）噴火警戒レベルが運用されている火山における噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表</u> (略)</p> <p><u>(2) 降灰予報</u> <u>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</u> <u>ア 降灰予報（定時）</u> ・<u>噴火警報発表中の火山で予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表する。</u> ・<u>18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u> <u>イ 降灰予報（速報）</u></p>	<p>ベルについて具体的に記載</p> <p>同上</p> <p>全国の噴火警戒レベル運用火山について記載</p> <p>字句の修正</p> <p>番号のずれ現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考								
<p>(追加)</p>	<p>・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表する。 ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</p> <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <p>・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表する。 ・降灰予報の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20分～30分程度で発表する。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降開始時刻を、市区町村を明示して提供する。</p> <p style="text-align: center;">降灰量階級と降灰の厚さ</p> <table border="1" data-bbox="1207 678 1933 836"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm 以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm 以上 1mm 未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 火山ガス予報 気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。例えば、平成12年の三宅島噴火では、噴火後に長期間にわたって火口から大量のガスが放出されたため、火山ガス予報を発表した。</p> <p>2 火山現象に関する情報等（気象庁） 噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</p> <p>(1) 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</p> <p>(2) 噴火速報</p>	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm 以上	やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満	少量	0.1mm 未満	<p>火山ガス予報の記載を追加</p> <p>番号のずれ 火山ガス予報の記載を追加 番号のずれ</p> <p>字句の修正 現状に合わせた修正 噴火速報の</p>
降灰量階級	予想される降灰の厚さ									
多量	1mm 以上									
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満									
少量	0.1mm 未満									

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>イ 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月<u>または必要に応じて</u>臨時に発表する。</p> <p>ウ 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週<u>金曜日</u>に発表する。</p> <p>エ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> <p>オ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や<u>噴煙高度</u>等の情報を直ちに発表する。</p> <p><u>火山情報の伝達系統図</u></p>	<p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、常時観測火山を対象に発表する。</u></p> <p><u>なお、以下の場合には発表しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u> ・<u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u> <p><u>発表される情報の例は以下のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報 平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表 **（見出し）** <○○山で噴火が発生></p> <p>**（本文）** ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました</p> </div> <p><u>(3) 火山活動解説資料</u> 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月<u>又は必要に応じて</u>臨時に発表する。</p> <p><u>(4) 週間火山概況</u> 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週<u>金曜日</u>に発表する。</p> <p><u>(5) 月間火山概況</u> 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> <p><u>(6) 噴火に関する火山観測報</u> <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</u></p> <p>3 <u>噴火警報・予報等の伝達（県知事政策局。市町村、各関係機</u></p>	<p>記載を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>字句の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>用語の修正</p> <p>現状に合わ</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(追加)</p>	<p>関） 弥陀ヶ原に噴火警報・予報等が発表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。</p> <p>噴火警報等伝達系統図</p> <p>なお、噴火警報等伝達系統図により伝達する警報・予報等は次のとおりである。</p>	<p>備考 せた修正 火山防災協議会設置に伴う噴火警報等伝達の記載を追加 現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
(追加)	<p> <u>・噴火警報</u> <u>・噴火予報</u> <u>・降灰予報</u> <u>・火山ガス予報</u> <u>・火山の状況に関する解説情報（臨時）</u> <u>・噴火速報</u> <u>・火山活動解説資料（臨時）</u> </p> <p> <u>4 火山観測体制（気象庁）</u> <u>弥陀ヶ原における気象庁の観測機器は以下の表のとおりである。気象庁はこれらの観測機器を整備し、平成28年12月1日より、弥陀ヶ原を常時観測火山に追加し、火山性地震、火山性微動、火山体の変形に伴う地殻変動、噴気等の表面現象の状態を観測している。</u> <u>なお、地震回数、噴気の高さ、監視カメラの映像等の観測データは、気象庁のホームページに掲載し公表している。</u> <u>※火山性地震とは、火山体やその周辺で発生する火山地帯特有の地震で、マグマや熱水の活動に関連して発生すると考えられている。</u> <u>※火山性微動とは、火山性地震と同じく火山地帯特有の震動であるが、火山性地震に比べ、震動の継続時間が長いものを指す。</u> </p> <table border="1" data-bbox="1111 991 1883 1209"> <thead> <tr> <th>観測点名</th> <th>観測機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室堂平</td> <td>地震計、傾斜計、空振計</td> </tr> <tr> <td>立山室堂2</td> <td>地震計</td> </tr> <tr> <td>炎高山</td> <td>地震計</td> </tr> <tr> <td>瀬戸蔵山西</td> <td>監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>紺屋橋上部</td> <td>GNSS</td> </tr> </tbody> </table> <p> <u>(参考) 火山の機動観測について</u> <u>気象庁は必要に応じて観測班を編成し機動観測を実施するが、調査観測と緊急観測に区分される。</u> <u>調査観測は、常時観測火山以外の火山の状態の定期的な把握、火山及びその周辺における火山の噴出物の状態等や火山に付随する現象の把握、及び適切な火山情報の発表に資する</u> </p>	観測点名	観測機器	室堂平	地震計、傾斜計、空振計	立山室堂2	地震計	炎高山	地震計	瀬戸蔵山西	監視カメラ	紺屋橋上部	GNSS	<p>火山観測体制の記載を追加</p>
観測点名	観測機器													
室堂平	地震計、傾斜計、空振計													
立山室堂2	地震計													
炎高山	地震計													
瀬戸蔵山西	監視カメラ													
紺屋橋上部	GNSS													

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考								
(追加)	<p><u>ための火山活動の調査を目的に行う。</u> <u>緊急観測は、火山の噴火その他の顕著な火山現象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に当該火山の観測の実施を強化することを目的に行う。</u></p> <p>5 火山防災協議会等（県知事政策局、市町村、各関係機関）</p> <p><u>(1) 火山災害警戒地域</u> <u>内閣総理大臣は、活火山法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本県の警戒地域は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 580 1834 695"> <thead> <tr> <th rowspan="2">火山名</th> <th colspan="2">火山災害警戒地域</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弥陀ヶ原</td> <td>富山県</td> <td>富山市、上市町、立山町</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 火山防災協議会</u> <u>警戒地域をその区域に含む県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、火山防災協議会を組織するものとする。</u> <u>協議会には、气象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体など検討に必要な者を構成員に加えるものとする。</u> <u>また、協議会の下に実務者で構成する幹事会を設置するとともに、幹事会に防災対策のテーマ毎に専門的かつ実務的な検討を行うワーキンググループを設置するなど、体制を整備するものとする。</u> <u>協議会は、次の事項について協議を行うものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列に示した「噴火シナリオ」に関する事項 ・影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項 ・噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項 ・避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避 </p>	火山名	火山災害警戒地域		県	市町村	弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町	<p>火山災害警戒地域の記載を追加</p> <p>火山防災協議会の記載を追加</p>
火山名	火山災害警戒地域									
	県	市町村								
弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町								

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p><u>難計画」に関する事項</u> <u>・その他必要と認められる事項</u> (3) <u>地域防災計画に定めるべき事項</u> ア <u>県地域防災計画に定めるべき事項</u> <u>県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、次の事項について定めるものとする。</u> <u>・火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項</u> <u>・火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項</u> <u>・市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項</u> <u>・避難及び救助に係る広域調整に関する事項</u> <u>・その他必要な警戒避難体制にする事項</u> イ <u>関係市町村地域防災計画に定めるべき事項</u> <u>警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、次の事項について定めるものとする。</u> <u>・火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項</u> <u>・火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項</u> <u>・噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</u> <u>・避難場所及び避難経路に関する事項</u> <u>・火山現象に係る避難訓練に関する事項</u> <u>・警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地</u> <u>・救助に関する事項</u> <u>・その他必要な警戒避難体制にする事項</u></p>	<p>地域防災計画に定めるべき事項の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
<p>第4 事前措置及び応急措置（市町村、各関係機関） 1～3（略）</p> <p>第3章 災害復旧対策 第1～3節（略）</p>	<p>第4 事前措置及び応急措置（市町村、各関係機関）</p>	

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1章 火災予防対策 第1～2節（略）</p> <p>第3節 林野火災予防対策 第1（略） 第2 広報活動の充実（各防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、農山村住民、小中学校生徒等を重点にして広報活動を実施することとし、駅、役場、学校、登山口等にポスター、警報板等を配備するほか、テレビ、ラジオ、有線放送、新聞等の報道機関等を通じて、林野火災予防思想の普及、啓蒙を図るものとする。 第3（略）</p> <p>第4～7節（略）</p> <p>第2章 火災応急対策 第1～19節（略）</p> <p>第3章 火災復旧対策 第1～3節（略）</p>	<p>県、市町村及び防災関係機関は、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、農山村住民、小中学校生徒等を重点にして広報活動を実施することとし、駅、役場、学校、登山口等にポスター、警報板等を配備するほか、テレビ、ラジオ、有線放送、新聞等の報道機関等を通じて、林野火災予防意識の啓発を図るものとする。</p>	<p>語句の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1章 海上災害対策</p> <p>第1節 海上災害予防対策</p> <p>第1 海上交通の安全確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船舶の安全な運航の確保（北陸信越運輸局）</p> <p>北陸信越運輸局は、船舶の安全運航を確保するため以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) <u>海技従事者</u>になろうとする者に対し、<u>海技従事者</u>として必要な知識・能力があるかについて<u>海技従事者</u>国家試験を行うとともに、既に<u>海技従事者</u>である者についても、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習会等を要求することにより、<u>海技従事者</u>の知識・能力の維持及び最新化を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>人的要因に係る海難事故防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）の実施を積極的に推進するとともに、PSC実施体制のさらなる強化、整備を進めるものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、PSCの実施を積極的に推進するとともに、PSCのさらなる強化、整備を進めるものとする。</u></p> <p>第2節 海上災害応急対策</p> <p>第1 応急活動体制</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 警察の活動体制</p> <p>突発重大事案発生時における初動措置要綱に定めるところによるものとする。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(1) <u>船舶職員</u>になろうとする者に対し、<u>船舶職員</u>として必要な知識・能力があるかについて<u>海技士</u>国家試験を行うとともに、既に<u>船舶職員</u>である者についても、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習課程の<u>修了</u>等を要求することにより、<u>船舶職員</u>の知識・能力の維持及び最新化を図るものとする。</p> <p>(3) <u>国際条約の基準に満たない、いわゆるサブスタンダード船による海難事故防止の観点から寄港する外国船舶に対し構造、設備等のハード及び船員の資格、労働環境等のソフトの両面について積極的に寄港国による外国船舶の監督（PSC：ポートステートコントロール）を実施する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。</p>	<p>職名等の修正</p> <p>項目の集約による修正</p> <p>同上</p> <p>例規通達の発出に伴う修正</p>

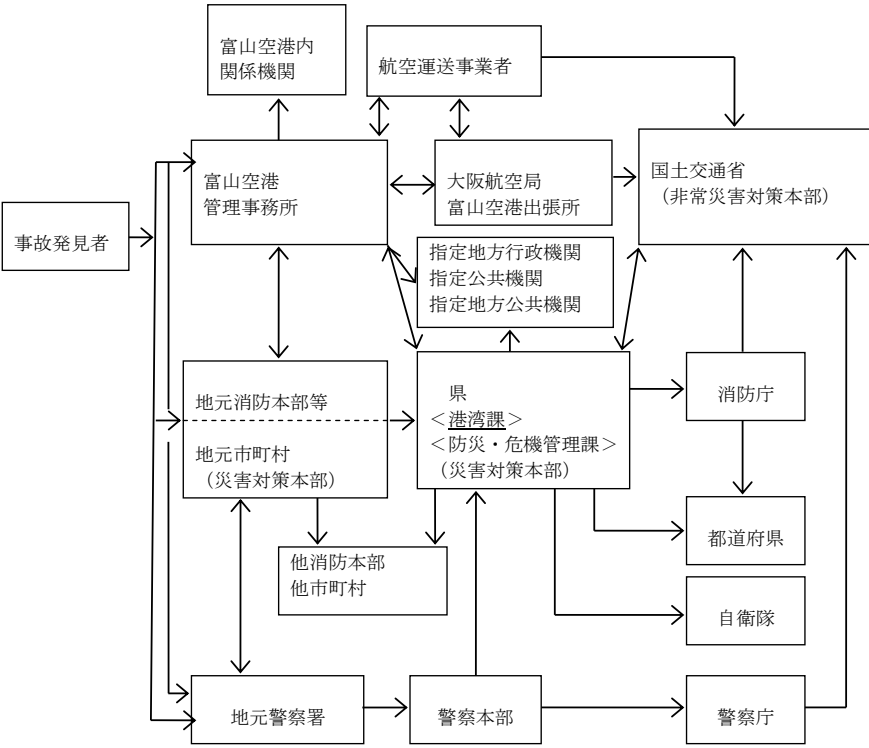
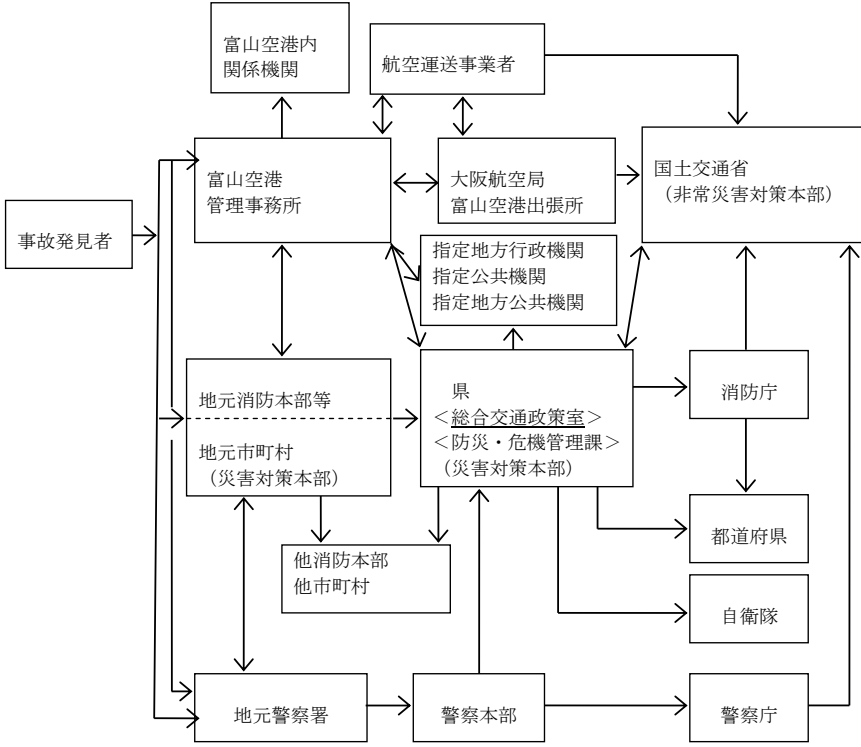
富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2～8（略）</p> <p>第3節 海上災害復旧対策（略）</p> <p>第2章 航空災害対策</p> <p>第1節 航空災害予防対策</p> <p>第1 航空交通の安全確保</p> <p>1（略）</p> <p>2 航空交通の安全のための施設等の整備（大阪航空局、<u>県土木部</u>） （略）</p> <p>第2 防災活動体制の整備</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 空港緊急計画の策定（<u>県土木部</u>） （略）</p> <p>第3 救援・救護体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 消火・救助・救急体制の整備（<u>県土木部</u>、<u>周辺市町</u>） （略）</p> <p>第4 防災訓練の充実</p> <p>1（略）</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価（大阪航空局、<u>県土木部</u>、<u>航空運送事業者</u>） （略）</p> <p>第2節 航空災害応急対策</p> <p>第1 応急活動体制</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 県（富山空港管理事務所）の活動体制（<u>県土木部</u>） （略）</p> <p>4 県の活動体制（<u>県知事政策室</u>）</p> <p>5（略）</p> <p>6 警察の活動体制（<u>県警察本部</u>） <u>突発重大事案発生時における初動措置要綱</u>に定めるところによるものとする。</p>	<p>2 航空交通の安全のための施設等の整備（大阪航空局、<u>県知事政策局</u>）</p> <p>4 空港緊急計画の策定（<u>県知事政策局</u>）</p> <p>2 消火・救助・救急体制の整備（<u>県知事政策局</u>、<u>周辺市町</u>）</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価（大阪航空局、<u>県知事政策局</u>、<u>航空運送事業者</u>）</p> <p>3 県（富山空港管理事務所）の活動体制（<u>県知事政策局</u>）</p> <p>4 県の活動体制（<u>県知事政策局</u>）</p> <p><u>富山県警察災害警備計画</u>に定めるところによるものとする。</p>	<p>関係機関の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>例規通達の発出に伴う</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>7～8（略）</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>（1）被害情報等の収集・伝達系統</p> <p>ア 富山空港及びその周辺における航空災害の場合</p>		<p>修正</p> <p>関係機関の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>イ その他の県の地域における航空災害の場合</p>  <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被害状況の報告 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市町村 市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（消防・危機管理課及び防災担当課）に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（消防・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p>	 <p>市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。</p> <p>また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。</p>	<p>関係機関の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>エ（略） オ その他の機関 被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>消防・危機管理課及び防災担当課</u>）に報告する。 2～3（略） 第3（略） 第4 救助・救急活動 1 搜索活動（大阪航空局、伏木海上保安部、自衛隊、<u>県知事政策室、県警察本部、市町村</u>） （略） 2 救助・救急活動（伏木海上保安部、自衛隊、<u>県知事政策室、県土木部、県警察本部、市町村</u>） （略） 3 消火活動（<u>県土木部、市町村</u>） （略） 第5～8（略）</p>	<p>被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>防災・危機管理課</u>）に報告する。 1 搜索活動（大阪航空局、伏木海上保安部、自衛隊、<u>県知事政策局、県警察本部、市町村</u>） 2 救助・救急活動（伏木海上保安部、自衛隊、<u>県知事政策局、県警察本部、市町村</u>） 3 消火活動（<u>県知事政策局、市町村</u>）</p>	<p>関係機関の修正 同上 同上 同上</p>
<p>第3章 鉄道災害対策 第1節 鉄道災害予防対策 第1 鉄軌道交通の安全確保 1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（富山地方気象台、JR西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール（株）） （略） 2 鉄軌道の安全な運行の確保（北陸地方整備局、県土木部、JR西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール（株）） （略） 3 鉄軌道の安全性の確保（JR西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール（株）） （略） 4 鉄軌道交通環境の整備（JR西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール（株）、各道路管理者） （略）</p>	<p>1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（富山地方気象台、JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール（株）） 2 鉄軌道の安全な運行の確保（北陸地方整備局、県土木部、JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール（株）） 3 鉄軌道の安全性の確保（JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール（株）） 4 鉄軌道交通環境の整備（JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール（株）、各道路管理者）</p>	<p>鉄道事業者の追加 同上 同上 同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>5 再発防止対策の実施（ＪＲ西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)） （略）</p>	<p>5 再発防止対策の実施（ＪＲ西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p>	<p>鉄道事業者の追加</p>
<p>6 各種データの整備保存（ＪＲ西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)） （略）</p>	<p>6 各種データの整備保存（ＪＲ西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p>	<p>同上</p>
<p>第2 防災活動体制の整備</p>		
<p>1 通信連絡体制の整備（ＪＲ西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)、各防災関係機関） （略）</p>	<p>1 通信連絡体制の整備（ＪＲ西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)、各防災関係機関）</p>	<p>同上</p>
<p>2～3 （略）</p>		
<p>第3 救援・救護体制の整備</p>		
<p>1 消火体制の整備（ＪＲ西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)） （略）</p>	<p>1 消火体制の整備（ＪＲ西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p>	<p>同上</p>
<p>2 救助・救急体制の整備（ＪＲ西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)） （略）</p>	<p>2 救助・救急体制の整備（ＪＲ西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p>	<p>同上</p>
<p>3～4 （略）</p>		
<p>第4 防災訓練の充実</p>		
<p>（略）</p> <p>1 防災訓練の実施（ＪＲ西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)、各防災関係機関） （略）</p>	<p>1 防災訓練の実施（ＪＲ西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)、各防災関係機関）</p>	<p>同上</p>
<p>2 実践的な訓練の実施と事後評価（県経営管理部、市町村、ＪＲ西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)） （略）</p>	<p>2 実践的な訓練の実施と事後評価（県知事政策局、市町村、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p>	<p>関係機関の修正 鉄道事業者の追加</p>
<p>（略）</p>		
<p>第2節 鉄道災害応急対策</p>		
<p>第1 応急活動体制</p>		
<p>1 鉄軌道事業者の活動体制（ＪＲ西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p>	<p>1 鉄軌道事業者の活動体制（ＪＲ西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 警察の活動体制（警察本部） 突発重大事案発生時における初動措置要綱に定めるところによるものとする。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <p>1 救助活動（自衛隊、県警察本部、市町村、JR西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 消火活動（市町村、JR西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>(略)</p> <p>第5～8 (略)</p> <p>第9 代替交通手段の確保（JR西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>(略)</p> <p>第3節 鉄道災害復旧対策</p> <p>第1 施設及び車両の復旧事業（JR西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>(略)</p> <p>第2 復旧予定時期の明示（JR西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>(略)</p> <p>第4章 道路災害対策</p> <p>第1節 道路災害予防対策 (略)</p> <p>第2節 道路災害応急対策</p>	<p>富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。</p> <p>1 救助活動（自衛隊、県警察本部、市町村、JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>3 消火活動（市町村、JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>第9 代替交通手段の確保（JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>第1 施設及び車両の復旧事業（JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>第2 復旧予定時期の明示（JR西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p>	<p>例規通達の発出に伴う修正</p> <p>鉄道事業者の追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1 応急活動体制 1～3 （略） 4 警察の活動体制（警察本部） 突発重大事案発生時における初動措置要綱に定めるところによるものとする。 5～6 （略） 第2～9 （略）</p> <p>第3節 道路災害復旧対策 （略）</p> <p>第5章 危険物等災害対策 第1節 危険物等災害予防対策 第1 危険物施設等の安全性の確保 1 （略） 2 高圧ガス製造事業所等（県生活環境文化部） (1) 県の措置 ア～エ （略） オ 関係保安団体との連携・協力 県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓蒙、保安診断の実施等各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。 (2) 事業所の措置 ア （略） イ 自主保安体制の確立 事業所の長は、危害予防規程の内容を常に見直し、事業実態に適合したものとするよう努めるとともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努める。 また、<u>自衛消防隊</u>の隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努める。 ウ～カ （略） 3～7 （略） 第2～4 （略）</p>	<p><u>富山県警察災害警備計画</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓蒙、保安診断の実施等各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。</p> <p>また、隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努める。</p>	<p>例規通達の発出に伴う修正</p> <p>用語の修正</p> <p>高圧ガス保安法令の規定を踏まえた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2節 危険物等災害応急対策</p> <p>第1 応急活動体制</p> <p>1 事業者等の活動体制（各事業者）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 火薬類消費事業所等 (略)</p> <p>このため、事故が発生した場合は、事業所においては、<u>危害防止規程等に定められた防災体制を直ちに発動するとともに、関係機関相互の緊密な連携のもとに、的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 警察の活動体制（警察本部）</p> <p><u>突発重大事案発生時における初動措置要綱に定めるところによるものとする。</u></p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2～9 (略)</p> <p>第3節 危険物等災害復旧対策 (略)</p>	<p>このため、事故が発生した場合は、事業所においては、防災体制を直ちに発動するとともに、関係機関相互の緊密な連携のもとに、的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。</p> <p><u>富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。</u></p>	<p>火薬関係法令の規定を踏まえた修正</p> <p>例規通達の発出に伴う修正</p>